

ドイツの労働安全衛生制度を更新しました。

ドイツ法定災害保険（Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung；略称：DGUV。以下単に「DGUV」という。）は、2017年11月に、2016年の労働災害（職業性疾病を含む。）の発生状況の確定値及び予防活動に関する最新の統計を公表しました。

また、ドイツで労働安全衛生を所管する官庁である労働社会問題省（Bundesministerin für Arbeit und Soziales；略称：BMAS）は、そのホームページで、労働安全衛生を所管する第Ⅲ局bの所属部局の事務分掌の一部を改めたこと及びEUの電磁場に関する労働安全衛生指令（the European Occupational Health and Safety Directive 2013/35 / EU on electromagnetic fields）をドイツ国内法令に取り込むための新しい規則の制定作業に着手していることを公表しました。

さらに、我が国外務省は、2017年12月1日に、ドイツの国情等に関してそのホームページで公表しているドイツ連邦共和国の一般事情、政治体制、内政、経済等に関する資料を更新しました。

これらの状況を踏まえて、このたび、2016年11月30日に当国際センターホームページで公開したドイツの労働安全衛生制度に関する資料の一部を更新しました。

なお、今回更新した主要な内容は、別記のとおりです。

2017年12月

中央労働災害防止協会技術支援部

国際センター

（別記：今回更新した主要な内容）

- 1 ドイツ連邦政府労働社会問題省（Bundesministerin für Arbeit und Soziales；略称：BMAS）の第Ⅲ局bの事務分掌を改めたこと。
- 2 EUの電磁場に関する労働安全衛生指令（the European Occupational Health and Safety Directive 2013/35 / EU on electromagnetic fields）をドイツ国内法令に取り込むための新しい規則の制定作業に関して紹介したこと。
- 3 ドイツ法定災害保険（Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung；略称：DGUV）が公表した2016年の労働災害（職業性疾病を含む。）の発生状況の確定値及び予防活動に関する最新の統計を踏まえて関係部分を改訂したこと。
- 4 我が国外務省が、2017年12月1日に、ドイツの国情等に関してそのホームページで公表しているドイツ連邦共和国の一般事情、政治体制、内政、経済等に関する資料を更新したことを踏まえて関係部分を改訂したこと。
- 5 原典等にアクセスできるウェブサイトのアドレスを最新のものに改訂したこと。

国別の労働安全衛生制度について

—ドイツ連邦共和国—

中央労働災害防止協会

技術支援部国際センター

2017年12月更新版

目 次

I 国名、国旗及び領域の地図

1 国名

2 国旗

3 領域の地図

II ドイツの国情（以下の資料出所は、特記しない限り外務省ウェブサイト(平成 29 年 12 月 1 日版)による。）

一般事情

1 人口

2 面積

3 首都

4 民族

5 宗教

6 国旗

7 国歌

8 略史

政治体制

1 政体

2 元首

3 議会

4 政府・閣僚名簿

内政

外交

国防

経済

経済指標（出典：独連邦統計庁他）

二国間関係

1 政治関係

2 経済関係

3 文化関係

4 在留邦人数

5 本邦在留独人数

6 友好協会等

7 要人往来（2000年以降抜粋）

8 二国間条約（主なもの）

○ドイツの祝日

（参考資料）

○作成者注：ドイツ及び日本の産業別就業者数及び雇用者数について

Ⅲ ドイツ連邦共和国における労働災害発生状況について

1 基本的事項

2 （*傷害を伴う*）労働災害及び通勤災害発生状況

3 労働災害発生状況（通勤災害を含む。）の総括的な状況について

4 職業性疾病の発生状況

5 （*傷害を伴う*）労働災害、通勤災害及び職業性疾病、治療、被災労働者（その遺族を含む。）に対する年金等に要した費用

Ⅳ ドイツにおける労働安全衛生を所管する行政機関及びドイツ法定災害保険の組織体制と活動状況について

1 総括的事項

2 所管行政機関の体制と活動状況

(1) 労働安全衛生を所管する連邦政府、各州、ドイツ法定災害保険、同業者労災保険組合（BG）等による労働安全衛生を推進する体制の二元性

(2) ドイツ連邦政府労働社会問題省（BMAS）の労働安全衛生を所管する部局について

(3) ドイツ法定災害保険、同業者労災保険組合 (BG) 等による労働災害防止活動

V ドイツの労働安全衛生関係法令の概要

1 労働安全衛生に関連する個別の法律 (Gesetzes) 等の概要

- (1) 「労働時の就業者の安全及び保健を改善するための労働保護措置の実施に関する法律 (略称: 労働保護法)」
- (2) 「産業医、安全技師及びその他労働安全専門員に関する法律」
- (3) 1996年8月7日の「公的労災保険を社会法典に編入するための法律 (労災保険・編入法)」
- (4) 「労働時間法」
- (5) 「働く母親の保護に関する法律」

2 ドイツ労働社会問題省が制定した主要な労働安全衛生関係の規則

3 上記2で紹介した以外のドイツ労働社会問題省が制定、施行している法律及び規則の例示

4 ドイツ法定災害保険 (DGUV) が制定した Vorschrift (規則、英語では regulation)

- (1) DGUV Vorschrift 1 の英語版目次
- (2) 英語版 DGUV Vorschrift 1 の第1条から第3条までを抜粋した日本語仮訳
- (3) DGUV Vorschrift 2 の英語版目次
- (4) 英語版 DGUV Vorschrift 2 の第1条から第5条までを抜粋した日本語仮訳
- (5) DGUV Vorschrift 2 の Annex 1 (to Section 2(2); 第2条第2項に附属するもの)の英語版抜粋の日本語訳
- (6) DGUV Vorschrift 2 の Annex 2 (to Section 2(3); 第2条第3項)の英語版抜粋の日本語訳

5 UVV のいくつかの例

VI 今までに紹介した以外の安全衛生機関、団体等の組織、活動等について

1 ドイツ連邦共和国労働安全衛生研究所 (Bundesanstalt für Arbeitsschutz und Arbeitsmedizin (BAuA); 英語では、Federal Institute for Occupational Safety and Health)

2 国家労働安全衛生協議会

3 法定災害保険の3つの付属研究所

4 ドイツ産業医・工場医連盟

5 ドイツ連邦労働安全衛生機関協会

6 ドイツ規格協会 (Deutsches Institut für Normung e. V. ; 略称 DIN)

VII 法令名、機関名等のドイツ語原文

1 機関名、団体名等

2 ドイツの法令名のドイツ語原文、日本語訳、英語訳、ダウンロードできるウェブサイト

VIII 参考資料

I 国名、国旗及び領域の地図

1 国名

Bundesrepublik Deutschland

ドイツ連邦共和国(以下単に「ドイツ」という。)

2 国旗



3 領域の地図



II ドイツの国情（以下の資料出所は、特記しない限り外務省ウェブサイト、「国・地域」中のドイツ：
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/germany/index.html>（平成29年12月1日版）の記事による。）

一般事情

1 人口

8,218 万人（2015 年 12 月末），人口密度：1 平方キロメートルあたり約 234 人（独連邦統計庁，世銀）（作成者注：日本の人口は、総務省統計局によれば、【平成 29 年 6 月 1 日現在（確定値） <総人口> 1 億 2676 万 6 千人】であるので、ドイツの人口は、日本のその約 64.8%に相当する。

2 面積

- 35.7 万平方キロメートル（日本の約 94%）
- （ベルギー，オランダ，ルクセンブルク，フランス，オーストリア，スイス，チェコ，ポーランド，デンマークの 9 カ国と国境を接する）

3 首都

ベルリン（約 352 万人）（2015 年 12 月 31 日時点，連邦統計庁）

4 民族

ゲルマン系を主体とするドイツ民族（在留外国人数約 911 万人）（2015 年末，連邦統計庁）

5 宗教

カトリック（29.9%），プロテスタント（28.9%），イスラム教（2.6%），ユダヤ教（0.1%）（独連邦統計庁）

6 国旗

1949 年，基本法にて定められた黒赤金三色旗

7 国歌

戦前から引き継いだもの（ハイドン弦楽四重奏「皇帝」を使用），但し歌詞は三番のみを使用

8 略史

年月	略史
378 年	ゲルマン民族，ローマ帝国領内に侵入
911 年	選挙王政による初代ドイツ国王コンラート一世即位
962 年	神聖ローマ帝国成立（～1806 年）
1701 年	プロイセン王国成立（～1871 年）
1871 年	ドイツ帝国成立（いわゆる「ビスマルク憲法」制定）
1918 年	ドイツ革命，ワイマール共和国成立
1933 年	ヒトラー首相に就任，ナチ党の一党独裁制確立（～1945 年）

年月	略史
1949 年	西独基本法の成立，西独，東独の成立
1955 年	パリ条約発効，西独主権を取得。西独，NATO に加盟。東独ワルシャワ条約機構に加盟
1961 年	「ベルリンの壁」構築
1972 年	東西両独，基本条約を締結，関係正常化
1973 年	東西両独，国連加盟
1989 年 11 月	「ベルリンの壁」崩壊
1990 年 7 月	両独通貨・経済・社会同盟発足
1990 年 9 月	両独間「統一条約」発効

年月	略史
1990年10月3日	統一

政治体制

1 政体

連邦共和制（16州：旧西独10州，旧東独5州及びベルリン州。1990年10月3日に東西両独統一）

2 元首

フランク＝ヴァルター・シュタインマイヤー大統領（2017年2月12日選出，3月19日就任。任期5年）

3 議会

二院制（但し，連邦議会と比べ連邦参議院の権限は限られている。）

(1) 連邦議会定数 598議席（任期4年）。但し，調整議席を含め，現在630議席。小選挙区制を加味した比例代表制の直接選挙により選出。直近の選挙は2013年9月22日に実施。次回選挙は2017年9月24日に実施予定。

表：連邦議会

会派名	議席数
キリスト教民主同盟（CDU）／キリスト教社会同盟（CSU）	310
社会民主党（SPD）	193

表：連邦議会

会派名	議席数
左派党	64
同盟 90／緑の党	63
合計	630

(2) 連邦参議院 69 議席。各州政府の代表（州首相及び州の閣僚，人口比により各州 3～6 名）により構成

表：連邦参議院（2016 年 5 月現在）

各州政府の構成	議席数
連邦議会の与党のみが政権にある州（5 州）	16
連邦議会の与党及び野党が政権にある州（11 州）	53
連邦議会の野党のみが政権にある州	0
合計	69

4 政府・閣僚名簿

- 首相：[アンゲラ・メルケル](#)（CDU）（再選）
- 副首相兼外相：ジグマー・ガブリエル（SPD）

- 経済・エネルギー相：ブリギッテ・ツイプリス（SPD）
- 内相：トーマス・デメジエール（CDU）
- 司法・消費者保護相：ハイコ・マース（SPD）
- 財務相：ヴォルフガング・ショイブレ（CDU）
- 労働・社会相：アンドレア・ナーレス（SPD）
- 食糧・農業相：クリスティアン・シュミット（CSU）
- 国防相：ウルズラ・フォン＝デア＝ライエン（CDU）
- 家族・高齢者・女性・青少年相：マヌエラ・シュヴェージヒ（SPD）
- 保健相：ヘルマン・グレーエ（CDU）
- 交通・デジタルインフラ相：アレクサンダー・ドブリント（CSU）
- 環境・自然保護・建設・原子炉安全相：バーバラ・ヘンドリクス（SPD）
- 教育・研究相：ヨハンナ・ヴァンカ（CDU）
- 経済協力・開発相：ゲルト・ミュラー（CSU）
- 首相府長官：ペーター・アルトマイヤー（CDU）

内政

年代	政府の構成
1949～1957年	CDU／CSU と自由民主党（FDP）（アデナウアー首相（CDU））

年代	政府の構成
1957～1961 年	CDU／CSU とドイツ党（アデナウアー首相（CDU））
1961～1966 年	CDU／CSU と FDP（アデナウアー首相（CDU）／エアハルト首相（CDU））
1966～1969 年	CDU／CSU と SPD の大連立（キージンガー首相（CDU））
1969～1982 年	SPD と FDP（ブランド首相（SPD）／シュミット首相（SPD））
1982～1998 年	CDU／CSU と FDP（コール首相（CDU））
1998～2005 年	SPD と緑の党（シュレーダー首相（SPD））
2005～2009 年	CDU／CSU と SPD の大連立（メルケル首相（CDU））
2009 年～2013 年	CDU／CSU と FDP（メルケル首相（CDU））

年代	政府の構成
2013年12月～	CDU/CSU と SPD の大連立（メルケル首相（CDU））

1. 1949年の西独成立以来、一貫して連立政権。戦後は、概ね CDU/CSU と SPD の二大政党の間で小党 FDP がキャスティング・ボートを握る形で連立政権を構成。1970年代末以降は環境問題に対する関心の高まりを背景に「緑の党」が台頭し、1998年には連立政権に参加。また、統一以降は、旧東独市民の現状への不満票を吸収して旧東独政権党の流れをくむ PDS（SPD から分裂した勢力等が加わり、2007年に「左派党」と改称）が議会に進出。FDP は 2013年選挙で議席を獲得できなかった。
2. 2005年11月22日に就任したメルケル首相はドイツ史上初の女性かつ旧東独出身の首相。就任当初は指導力不足を懸念する声も聞かれたが、EU議長国（2007年前半）及びG8議長国（2007年）としての成功や、近年では欧州債務危機への手堅い対応、ウクライナ情勢を巡る強いイニシアティブなどにより、国民の高い人気を集めている。
3. 2009年9月27日に行われた連邦議会選挙では、盛り上がり欠けるとの前評判通り、投票率が低迷（戦後最低の70.8%）する中で、大連立政権を構成していた CDU/CSU と SPD が苦戦、それ以外の野党各党が健闘・躍進。その中で、メルケル首相率いる CDU は、第1党の座を確保するとともに、FDP とあわせて議席の過半数を制した。これにより、CDU/CSU 及び FDP による中道右派の新たな連立政権が誕生した。
4. 2010年5月31日、ケーラー大統領は連邦軍の海外派遣に関する自らの発言が誤解を招いたとして辞任。後任にはヴルフ・ニーダーザクセン州首相が選出されたが、2012年2月、同大統領はニーダーザクセン州首相時代に企業から不適切な利益供与を受けたとの報道による信用失墜の責任をとって辞任。同年3月18日、与野党5党の推薦を受けて、旧東独時代の市民人権活動家ヨアヒム・ガウク氏が大統領に選出された（3月23日就任）。
5. 2013年9月22日に実施された連邦議会選挙においては、CDU/CSU は、単独過半数には僅かに及ばなかったものの、大きく得票率を伸ばしたが、連立政権（当時）のジュニアパートナーであった FDP は、議席獲得に必要な5%条項をクリアできず、1949年の戦後初の連邦議会選挙以来初めて議席を失った。
6. 同選挙後、CDU/CSU は SPD と連立交渉に臨み、同年12月17日、連邦議会において CDU/CSU と SPD による第3次メルケル政権が発足した。大連立政権の成立は、独史上3度目。

7. 反ユーロを掲げる「独のための選択肢 (AfD)」は、2014年5月の欧州議会選挙を始め、同年8～9月の旧東独3州及び2015年2月のハンブルクでの州議会選挙で議席獲得に成功した。その後、2015年秋以降急増した中東からの難民に対し、受入上限を設定しないメルケル首相の政策に国内・与党内からも批判が高まった。そのような状況の中、2016年春から秋にかけて実施された5州の州議会選挙でAfDは更に躍進した。2017年5月現在、独連邦16州の内、13州で議席を保持している。
8. 2016年に入り、バルカン諸国による国境封鎖等により、国内への難民流入数は減少。一方で、同年7月下旬にドイツ南部において、難民及び移民の背景を持つ者によるテロ事件等が相次いで発生。そのような状況の中、同年9月の2州での州議会選挙では、いずれも難民問題が争点となりAfDが伸長し、メルケル政権の従来の寛容な難民政策への批判が再燃。メルケル首相は自身の責任を認め、難民政策における自らの過失に言及したが、難民受け入れ数の上限設定については引き続き否定した。12月下旬には、難民申請を却下されたチュニジア人の男がベルリン市内のクリスマス・マーケットにトラックを突入させ多数の死傷者を出すテロ事件が発生。
9. 2017年2月12日、ガウク大統領の任期満了に伴う大統領選挙において、フランク＝ヴァルター・シュタインマイヤー前外相が選出された(3月19日就任)。

外交

独の外交・安全保障政策は、従来より(1)欧州統合の積極的推進と(2)NATOを軸とする大西洋関係を基本としてきた。また、「ドイツのための欧州」ではなく、「欧州のためのドイツ」を標榜してきた。

2013年9月に再選されたメルケル首相は、長期にわたる国内の政治的安定性と強力な経済力を背景として、EU首脳の中で大きな影響力をさらに強めてきており、欧州経済危機、ウクライナ情勢、難民問題、英国のEU離脱等の対応において大きな存在感を示している。また、ガブリエル外相は、ドイツ及び欧州の将来にとってアジアは鍵となる地域であり、アジアとの関係を深化させ、戦略的に形成すべきとの立場を表明している。

国防

1 軍事同盟

NATO (1955年加盟)

2 国防予算

370.0億ユーロ (2017年予算)

3 徴兵制度

一時停止（実際は廃止に限りなく近い）

4 連邦軍

(1) 海外派遣任務中心へ

(2) 2016年5月、独国防省は独連邦軍の人員増加方針を発表（2023年までに、兵士7,000人及び文民職員約4,400人の増員）。

(3) 2016年3月現在の総兵力は約18.0万人

主要内訳： 陸：6.0万，空：3.0万，海：1.6万，衛生：2.0万，統合支援軍：4.43万

このうち、女性兵士は1.9万人（約10.4%）。このほか、文民約5万人を擁する。

5 在独駐留軍

米軍約4万人のほか、英軍約1万人、仏軍約2千人（独仏旅団）、カナダ軍約200人がドイツ国内に駐留している。（出典：ミリタリーバランス2016）

経済

1. ドイツは世界有数の先進工業国であるとともに貿易大国。GDPの規模では欧州内で第1位。
2. ドイツの主な貿易相手を地域別に見ると、輸出入ともに欧州が全体の3分の2程度を占める（輸出は欧州（68%）、アジア（16%）、アメリカ（12%）、輸入は欧州（70%）、アジア（18%）、アメリカ（8%）の順）。国別では以下のとおり。
 1. 輸出：米国，フランス，英国，オランダ，中国，イタリア（日本は17位）
 2. 輸入：中国，オランダ，フランス，米国，イタリア，ポーランド（日本は15位）
3. 主要産業：自動車，機械，化学・製薬，電子，食品，建設，光学，医療技術，環境技術，精密機械等

経済指標（出典：独連邦統計庁他）

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
実質 GDP (10 億ユーロ)	2,580	2,703	2,758	2,826	2,924	3,033	3,133
実質 GDP 成長率	4.1%	3.7%	0.5%	0.5%	1.6%	1.7%	1.9%
1人当たり名目 GDP (ユーロ)	31,511	33,005	33,569	34,219	36,105	37,127	37,866
失業率	7.7%	7.1%	6.8%	6.9%	6.7%	6.4%	6.1%
貿易収支 (10 億ユーロ)	155	159	193	198	214	244	252
輸出 (10 億ユーロ)	952	1,061	1,093	1,088	1,124	1,194	1,207
輸入 (10 億ユーロ)	797	902	899	890	910	949	955

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
財政赤字対 GDP 比（一般政府）	-3%	-4.1%	-0.9%	0.1%	-	-	-

（資料作成者注：日本の内閣府の主要経済指標の国際比較（平成 29 年 11 月公表）によれば、名目 GDP 及び一人当たり GDP のドイツとの比較は、次の表のとおりである。）

国名	名目 GDP（2015 年、単位 10 億ドル）	一人当たり GDP（2015 年、単位 1,000 ドル）	日本を 100 とした場合の指標
日本	4,124	32.5	
ドイツ	3,365	41.0	<ul style="list-style-type: none"> ● 名目 GDP では 81.6 ● 一人当たり GDP では 126.1

二国間関係

1 政治関係

日本とドイツは基本的価値を共有し、国際社会の問題に対し協調して取り組むパートナーであり、軍縮・不拡散やウクライナ情勢への対応、国連安保理改革などで緊密に協力。中東問題（イラン核問題、ISIL、アフガニスタン）等で方向性を共有している。また内政面では、少子高齢化対策、女性の活躍促進、エネルギー問題等、共通の課題も存在する。加えて、「日独フォーラム」等の民間有識者間の枠組みによる対話も活発に行われている。2011 年 3 月の東日本大震災に際しては、ヴルフ大統領（当

時)やメルケル首相を始めとする要人が、天皇陛下や総理大臣宛にお見舞いの書簡を送ったほか、在独日本大使館で弔問記帳を行った。

2 経済関係

(1) 貿易

ドイツは日本にとり欧州最大の貿易相手国、また、日本はドイツにとって中国に次ぐアジア第2位の貿易相手国である。

	対独輸出	対独輸入	収支
2006年	23,756	21,463	2,293
2007年	26,597	22,836	3,761
2008年	24,837	21,591	3,247
2009年	15,535	15,634	-99
2010年	17,766	16,890	876
2011年	18,714	18,562	152

	対独輸出	対独輸入	収支
2012年	16,599	19,717	-3,118
2013年	18,502	23,244	-4,742
2014年	20,179	25,463	-5,284
2015年	19,648	24,542	-7,594
2016年	19,170	23,945	-4,775

(単位：億円) (出典：財務省貿易統計)

(注) 主要貿易品目 (2015年。括弧内は輸出・輸入に占める割合(%))

日本→ドイツ：電気機器(31.0)，一般機器(22.0)，輸送用機器(15.5)

ドイツ→日本：輸送用機器(26.3)，医薬品(16.9)，一般機器(13.4)

(2) 直接投資

(ア) ネット・フロー

日本の対独投資分野は、化学・医療、卸売・小売業、一般機械器具、金融・保険業等。独の対日投資分野は通信業、卸売・小売業、金融・保険業等。2015年の日本の対独直接投資は、EU加盟国中第4位。

年	日本の対独直接投資実績	独の対日直接投資実績
2007年	1,022	-1,025
2008年	3,949	1,245
2009年	1,927	357
2010年	-310	2,094
2011年	1,732	22
2012年	1,445	357
2013年	2,612 (欧州全体では 31,596)	12 (欧州全体では 966)
2014年	3,279 (欧州全体では 29,293)	1,224 (欧州全体では 3,167)

年	日本の対独直接投資実績	独の対日直接投資実績
2015年	3,244（欧州全体では41,951）	-3,921（欧州全体では-10,418）

（単位：億円）（出典：財務省「国際収支統計」）

（注）ネット・フロー：資本撤退や投資回収を含む。マイナス数値は引揚超過を表す。

（イ）ストック（2015年末）

日本→ドイツ 25,081億円：日本の対EU直接投資に占める独の割合は6.9%（EU内第3位）

ドイツ→日本 7,488億円：EUの対日直接投資に占める独の割合は6.7%（EU内第6位）

3 文化関係

（1）文化機関

ドイツには、学術・経済・政治・文化等幅広い分野にわたる日独・日欧の知的交流拠点である「ベルリン日独センター」、主に日本文化の紹介事業等を行う「ケルン日本文化会館」がある。日本には、東京に「ドイツ日本研究所」、東京・大阪に「ドイツ文化センター（ゲーテ・インスティテュート）」、京都に「ゲーテ・インスティテュート・ヴィラ鴨川」がある。

（2）日独交流年・周年

1999年1月～2000年9月 「ドイツにおける日本年」

2005年4月～2006年3月 「日本におけるドイツ2005/2006」（ドイツ年）

2011年 「日独交流150周年」

4 在留邦人数

42,205人（2016年10月 海外在留邦人統計）

5 本邦在留独人数

6,773 人 (2016 年 12 月末 法務省在留外国人統計)

6 友好協会等

日独協会, 独日協会, 日独友好議員連盟等

7 要人往来 (2000 年以降抜粋)

省略。必要に応じて外務省ホームページ、国・地域の「ドイツ」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/germany/data.html#section1> にアクセスされたい。

8 二国間条約 (主なもの)

年	条約
1927 年	通商航海条約
1954 年	第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する協定
1957 年	戸籍上の職務に関する協定
1957 年	旅券査証の相互免除に関する交換公文

年	条約
1957 年	文化協定
1962 年	航空協定
1967 年	租税（所得）条約（2016 年改正）
1974 年	科学技術協力協定
1997 年	環境保護協力協定
2000 年	社会保障協定
2000 年	ワーキングホリデー制度に関する口上書交換
2014 年	日独税関相互支援協定

○ドイツの祝日：資料出所 ドイツ連邦共和国大使館・総領事館ホームページ：

<http://www.japan.diplo.de/Vertretung/japan/ja/03-Themen/031-Willkommen-in-Deutschland/0111-feiertag.html>

ドイツの祝日は、その年によって異なることが多く、また州によっても異なりますので、ご注意ください。

祝日は商店も閉まります。また、慣例的に、12月24日(Heiliger Abend)と12月31日(Silvester)はお休みにする企業・商店が多くあります。

2017年は、宗教改革500周年を記念し10月31日の宗教改革記念日はドイツ全土で祝日となります。

2017年の祝日

(*毎年日曜日)

1月1日	元日 Neujahrstag	ドイツ全土
1月6日	三王来朝 Heilige Drei Könige	バイエルン、バーデン・ヴュルテンベルク、ザクセン・アンハルト州のみ
4月14日	復活祭聖金曜日 Karfreitag	ドイツ全土
4月16日	復活祭* Ostersonntag	ドイツ全土
4月17日	復活祭月曜日 Ostermontag	ドイツ全土
5月1日	メーデー Tag der Arbeit	ドイツ全土
5月25日	キリスト昇天祭 Christi Himmelfahrt	ドイツ全土
6月4日	聖霊降臨祭* Pfingsten	ドイツ全土

6月5日	聖霊降臨祭月曜日 Pfingstmontag	ドイツ全土
6月15日	聖体祭 Fronleichnam	バイエルン、バーデン・ヴュルテンベルク、ヘッセン、ノルトライン・ヴェストファーレン、ラインラント・プファルツ、ザールラント、ザクセン、チューリンゲン州
8月15日	マリア昇天祭 Mariä Himmelfahrt	バイエルン、ザールラント州
10月3日	ドイツ統一記念日 Tag der Deutschen Einheit	ドイツ全土
10月31日	宗教改革記念日 Reformationstag	2017年のみドイツ全土（例年はブランデンブルク、メクレンブルク・フォアポンメルン、ザクセン、ザクセン・アンハルト、チューリンゲン州）
11月1日	万世節 Allerheiligen	バイエルン、バーデン・ヴュルテンベルク、ノルトライン・ヴェストファーレン、ラインラント・プファルツ、ザールラント州
11月22日	贖罪の日 Buß- und Betttag	ザクセン州
12月25日	クリスマス第1日 1. Weihnachtstag	ドイツ全土
12月26日	クリスマス第2日 2. Weihnachtstag	ドイツ全土

(参考資料)

作成者注：ドイツ及び日本の産業別就業者数及び雇用者数について

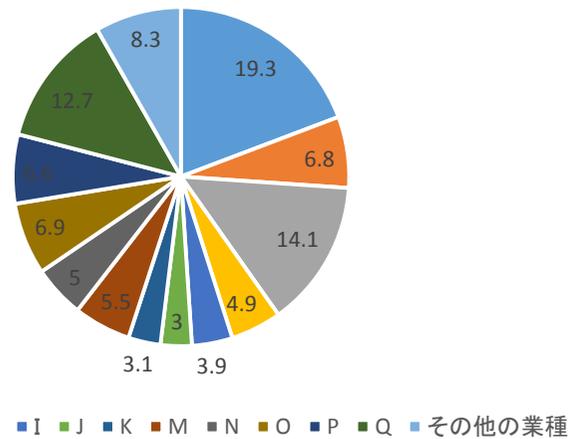
資料出所：●データブック● 国際労働比較 Databook of International Labour Statistics 2017、独立行政法人 労働政策研究・研修機構

○ドイツの就業者数及び雇用者数並びに産業別内訳（％）（2015年）

（ドイツの就業者）

業種(別記の業種一覧を参照されたい。)	割合(%)	2015年就業者数。 単位千人
C	19.3	7,759
F	6.8	2,724
G	14.1	5,671
H	4.9	1,958
I	3.9	1,549
J	3.0	1,199
K	3.1	1,248
M	5.5	2,223
N	5.0	2,022
O	6.9	2,758
P	6.6	2,638
Q	12.7	5,106
その他の業種	8.3	3,356
合計	100.0	40,211

ドイツの就業者数の業種別割合(%)
2015年



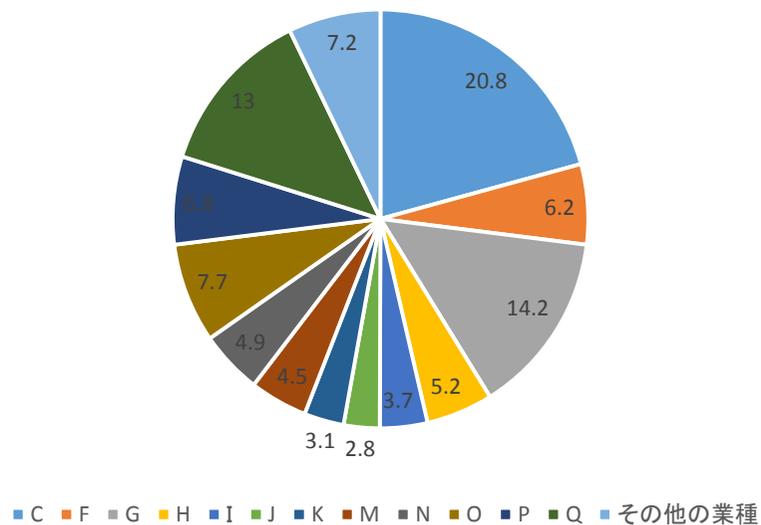
(別記の業種一覧：アルハベット表示の国際標準産業分類（第4版）は、次のとおりである。雇用者数の業種についても同じ。)

- C：製造業
- F：建設業
- G：卸売・小売業並びに自動車及びオートバイ修理業
- H：運輸・保管業
- I：宿泊・飲食サービス業
- J：情報通信業
- K：金融・保険業
- M：専門・科学・技術サービス業
- N：管理・支援サービス業
- O：公務及び国防・義務的社会保障事業
- Q：保健衛生及び社会事業

(ドイツの雇用者)

業種(別記の業種一覧を参照されたい。)	割合(%)	2015年雇用者数 単位千人
単位 千人		
C	20.8	7,457
F	6.2	2,239
G	14.2	5,107
H	5.2	1,851
I	3.7	1,312
J	2.8	1,015
K	3.1	1,106
M	4.5	1,613
N	4.9	1,751
O	7.7	2,758
P	6.8	2,449
Q	13.0	4,649
その他の業種	7.2	2,580
以上小計		33,307
合計	100.0	35,887

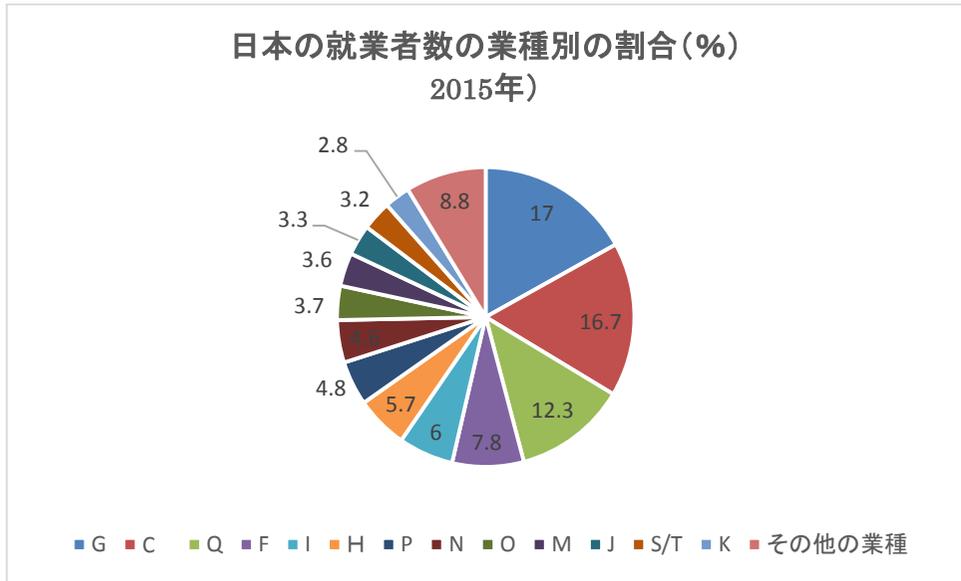
ドイツの雇用者数の業種別割合(%)
2015年



○日本の就業者数及び雇用者数並びに産業別内訳(%) (2015年)
(日本の就業者)

業種	割合%	人数(千人)
C	16.7	10,620
F	7.8	5,000
H	5.7	3,660
I	6	3,830
J	3.3	2,090
K	2.8	1,800
M	3.6	2,140
S/T	3.2	2,060

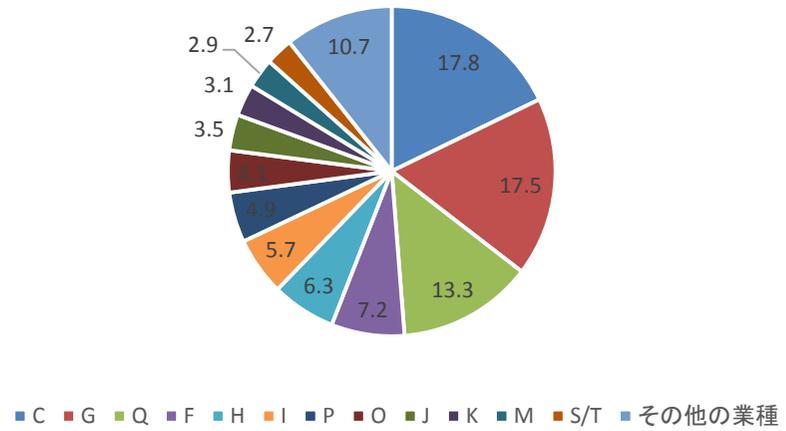
その他の業種	8.8	5,580
合計		63,760



(日本の雇用者)

業種	割合 (%)	人数 (千人)
C	17.8	10,060
F	7.2	4,070
H	6.3	3,530
I	5.7	3,240
J	3.5	2,000
K	3.1	1,770
M	2.9	1,660
S/T	2.7	1,530
その他の業種	10.7	6,060
合計		56,400

日本の雇用者数の業種別割合(2015年。%)



Ⅲ ドイツ連邦共和国における労働災害発生状況について

(作成者注：以下の記述において、(イタリック体でのカッコ書き)は、作成者が文意を補足するために加えたものであることを示す。)

1 基本的事項

ドイツで労働安全衛生を所管する官庁である労働社会問題省 (Bundesministerin für Arbeit und Soziales ; 略称 : BMAS) は、労働災害発生状況に関して、統計資料を公表していない。その理由は、ドイツでは、ドイツ法定災害保険 (Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung ; 略称 : DGUV。以下単に「DGUV」という。) が確立しており、産業部門及び公務部門における災害保険者並びに地方自治体の災害保険者の協会のための法定の災害保険制度は、共通の傘であるこの DGUV によって代表されているからであろう。ドイツでは毎年、DGUV が労働災害に関する年報を公表しており、現時点では 2016 年の労働災害に関して公表された年報 (DGUV-Statistiken für die Praxis 2016; 英語版も、DGUV Statistics 2017 年 11 月に、Figures and long-term trends として公表されている。) が最新のデータとなっている。以下、この英語版の資料を基にして、ドイツの労働災害発生状況の概要に関して、作業関連災害、通勤災害、職業性疾病等を中心にこれらの状況を紹介する。

(この資料の所在 ; <http://publikationen.dguv.de/dguv/pdf/10002/12640neu.pdf>)

2 (傷害を伴う) 労働災害及び通勤災害発生状況

- (1) 産業部門及び公務部門の災害保険制度の適用の範囲内で 2016 年は 877,071 件の作業関連災害 (死亡又は休業 4 日以上) の休業災害。通勤災害は含まない。) が起こったが、これは前年比 1.3% の減少であった。フルタイム労働者に換算して 1,000 人当たりの作業関連災害は、22.95 と前年 (23.00) 比で 2.5% の減少であった。(第 1 表参照。以下 (2) においても同じ。)

(訳者注：この「フルタイム労働者換算 1,000 人当たりの作業関連災害」については、日本の「産業別年千人率」がそれに相当するデータであると考えられる。2015 年における日本のこれらのデータは、製造業で 2.8、建設業で 4.6、陸上貨物運輸業で 8.2 (資料出所：いずれも労働者死傷病報告、総務省「労働力調査」から厚生労働省発表) とされているので、ドイツにおける労働災害発生率は、日本のものよりは高いと推定される。)

- (2) 2016 年には、14,132 の年金又は死亡給付金の支払対象となる重大作業関連災害が記録された。フルタイム労働者換算 (FTE) 1,000 人当たりの重大作業関連災害は、2015 年の 0.367 から 2016 年の 0.353 に 3.4% 低下した。作業関連死亡災害は 424 人であった。

(訳者注：ドイツでは、雇用者数が約 35,887 千人 (2015 年) であることから、死亡災害数が 424 人であることは、雇用者 1 万人当たりの災害死亡者数約 0.12 人を意味すると試算される。一方、日本では、雇用者数は約 5,499 万人 (公務部門の雇用を除く。2016 年 12 月現在。資料出所：総務省統計局) であり、2016 年における産業別労働災害死亡者数は全産業で 928 人であることか

ら、雇用者数 1 万人当たりの災害死亡者数を試算すると約 0.17 となる。したがって、ドイツのそれは日本に比較してやや低い水準にある。なお、日本の業種別労働災害死亡者数は、2016 年には製造業で 177 人、建設業で 294 人、第三次産業で 248 人である。（資料出所：厚生労働省安全課調べ）

- (3) 産業部門及び公務部門で報告された通勤災害は 186,070 件で、前年と比較すると 1,000 の保険関係当たり 3.78 から 3.85 に少し増加した。（第 2 表参照）
- (4) 2016 年には産業部門及び公務部門で 4,716 件の新たな通勤災害年金給付があったが、これについては、1,000 の保険関係当たりで比較すると、2015 年の 0.102 から 2016 年には 0.098 に減少（減少率：-3.9）したことを表している。
- (5) 通勤死亡災害の数は、2015 年の 348 件から 2016 年には 311 件に減少した。（第 1 表参照）

3 労働災害発生状況（通勤災害を含む。）の総括的な状況について（第1表参照）

[原典の所在] <http://www.dguv.de/en/facts-figures/work-related/index.jsp> (訳者注：英語版)

[原典の名称] Accident occurrence

（総括的な説明）

(訳者注：この部分は、2017年9月26日に、当国際センターがホームページに公表した「ドイツ法定災害保険（Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung：略称DGUV）は、このたび、速報的な資料として、次のものを公表しました。」ものと同じである。ただし、第7表—2については、2017年11月にDGUVが公表した確定値を記載した。

英語原文	日本語仮訳
<p>Accident occurrence</p> <p>Within the scope of the accident insurance institutions for the industrial and public sectors, a total of 877,071 reportable accidents at work occurred in 2016 which resulted either in death or in incapacity for work for more than three days, that's an increase of 1.3 %. The risk of accidents at work per 1,000 full time equivalent employees (FTE) declined to 21.89 (-0.4 %).</p> <p>In 2016, 14,132 serious accidents at work were recorded which resulted in payment of a pension or death benefit. The risk of serious accidents at work per 1,000 full time equivalent employees (FTE) thus fell by 3.9 %, from 0.367 in 2014 to 0.353 in 2016. In addition, 424 fatal work-related accidents occurred reaching its all-time low.</p> <p>The 186,070 reportable commuting accidents in the industrial and public sectors constitute an increase compared to the previous year, from 3.78 to 3.85 per 1,000 insurance relationships.</p> <p>The 4,716 new commuting accident pensions represent a reduction in the accident risk per 1,000 insurance relationships, from 0.102 per 1,000 insurance relationships in 2015 to 0.098 in 2016 (-3.9 %). The number of fatal commuting accidents also decreased from 348 to 311.</p>	<p>災害発生数（訳者注：死亡及び休業3日を超える災害が対象である。）</p> <p>産業部門及び公務部門についての災害保険機関の適用の範囲では、2016年には死亡又は休業3日を超える結果をもたらした合計で877,071件の職場での災害があつて、それは（2015年に比較して）1.3%の増加である。1,000人のフルタイム換算労働者（ETE）当たりの災害のリスクは、21.89で、（-0.4%）低下した。</p> <p>2016年には、年金又は死亡給付の支払いとなる14,132件の職場における重大な災害が記録された。1,000人のフルタイム換算労働者（ETE）当たりの職場での災害のリスクは、このように、2014年の0.367から2016年の0.353へと3.9%低下した。加えて、424件の作業関連死亡災害が起こつたが、これは（年ごとに比較して、）従来最低であった。</p> <p>産業部門及び公務部門における報告された186,070件の通勤災害は、その前年に比較して、1,000保険関係当たり3.78から3.85へと増加を示している。</p> <p>4,716件の新たな通勤災害年金は、1,000保険関係当たりの災害のリスクが2015年の0.102から2016年の0.098へと3.9%の減</p>

	<p>少を示している。</p> <p>さらに、死亡通勤災害の数は、348件から311件に減少した。</p> <p>(訳者注：次の第1表を参照されたい。この場合、2014年の災害件数及び2015年の災害件数の増減比較については、2016年にドイツ法定災害保険 (Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung : 略称 DGUV) が公表した資料から訳者が引用して加えてある。)</p>
--	--

第1表

Work-related and commuting accidents 作業関連及び通勤災害	Accident insurance in industrial and public sector 産業及び公務部門における災害保険 (の災害件数)				
	2014年	2015年	2014年に対する変化 : Change in % (百分率での変化)	2016年	2015年に対する変化 : Change in % (百分率での変化)
Reportable accidents at work 報告された作業関連災害	869,817	866,056	-0.43	877,071	+1.27
per 1,000 full time equivalent employees (FTE) フルタイム労働者換算 (FTE) 1,000人当たり (の発生率)	22.47	21.98	-1.30	21.89	-0.42
Reportable commuting accidents 報告された通勤災害	174,240	179,181	+2.84	186,070	+3.84
per 1,000 weighted insurance relationships (複数の法的災害保険に加入している場合を加算した) 1,000 保険関係当たり (の発生率)	3.75	3.78	+0.88	3.85	+1.82

Reportable accidents, total 報告された事故の合計	1,044,057	1,045,237	+0.11	1,063,141	+1.71
accidents at work – new pensions 新たな作業関連災害年金	14,540	14,460	–0.55	14,132	–2.27
per 1,000 full time equivalent employees (FTE) フルタイム労働者換算 (FTE) 1,000 人当たり (の発生率)	0.372	0.367	–1.41	0.353	–3.90
Commuting accident – new pensions 新たな通勤災害年金	4,997	4,809	–3.76	4,716	–1.93
per 1,000 weighted insurance relationships (複数の法的災害保険に加入している場合を加算した)1,000 保険関係当たり (の発生率)	0.108	0.102	–5.59	0.098	–3.85
New pensions, total 新たな年金の合計	19,537	19,269	–1.37	18,848	–2.18
Fatal work-related accidents 作業関連死亡災害	483	470	–2.69	424	–9.79
Fatal commuting accidents 通勤死亡災害	322	348	+8.07	311	–10.63
Fatal accidents, total 死亡災害合計	805	818	+1.61	735	–10.15

(訳者注：第1表中の「per 1,000 full time equivalent employees (FTE)－フルタイム労働者換算 (FTE) 1,000人当たり(の発生率)」についての日本との比較)

第1表における「per 1,000 full time equivalent employees (FTE)－フルタイム労働者換算 (FTE) 1,000人当たり(の発生率)」に相当する日本のデータとしては、「死傷年千人率」(休業4日以上。厚生労働省資料)があるが、ドイツの業種分類と日本の労働災害の統計における業種分類とは、かなり異なっているため、業種別に比較することは困難である。

そこで、日本の全業種平均の死傷年千人率と比較することにした。

この場合、日本の2014年、2015年、2016年のデータは、次の表のとおりである。

全業種平均/西暦	2014年	2015年	2016年
死傷年千人率	2.3	2.3	2.2

したがって、ドイツのフルタイム労働者換算 (FTE) 1,000人当たりの発生率(第1表にあるとおり、2014年には22.47、2015年には21.98、2016年には21.89。ただし、ドイツは公務部門の災害が含まれているが。)は、日本のものと比較すると約10倍になっている。))

第2表 部門別及び同業者組合別の報告された労働災害の総件数

部門別又は同業者組合別の区分	2005年	2010年	2015年	2016年
産業部門の法定災害保険の合計	810,637	852,532	791,319	802,016
101 原材料及び化学工業同業者組合	25,302	22,689	22,234	22,480
102 木材木製品及び金属産業同業者組合	172,662	163,864	151,179	148,512
103 エネルギー、繊維及びメディア産業同業者組合	57,733	63,206	56,135	56,183
104 建設物業同業者組合	123,647	117,736	102,333	104,820
105 食料品及び仕出し業同業者組合	92,080	72,921	67,622	67,821
106 通商及び流通業同業者組合	90,615	100,417	102,766	104,722
107 運輸業同業者組合	64,735	72,679	69,935	71,986
108 管理運営プロフェッショナル同業者組合	139,240	174,779	147,156	148,551
109 健康及び福祉サービス同業者組合	44,983	64,241	71,959	76,941

公務部門の災害保険全体	121, 295	101, 927	74, 737	75, 055
合計	931, 932	954, 459	866, 056	877, 071

資料出所：ドイツ法定災害保険統計;水準と長期的傾向（Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung（略称DGUV）STATISTICS 2013、2014、2015: Figures and Long term trend）中の表6から、5年ないし1年間隔で示されている統計から2005、2010、2015年、2016年を抜粋した。以下第3表（原典の表7から抜粋した。）も同じ。
 上記資料の所在：<http://www.dguv.de/en/facts-figures/work-related/index.jsp>

第3表 報告された労働災害の部門別、同業者労災組合別、フルタイム労働者換算 1,000 人当たりの件数

部門別又は同業者組合別の区分	2005 年	2010 年	2015 年	2016 年
産業部門の法定災害保険の合計	27.29	26.60	23.00	22.95
101 原材料及び化学工業同業者組合	20.42	19.24	18.34	18.36
102 木材木製品及び金属産業同業者組合	43.61	42.62	36.97	37.17
103 エネルギー、繊維及びメデア産業同業者組合	18.38	21.84	18.31	18.39
104 建設物業同業者組合	66.96	66.54	55.49	55.29
105 食料品及び仕出し業同業者組合	48.66	40.13	34.91	34.21
106 通商及び流通業同業者組合	24.50	26.85	22.90	22.90
107 運輸業同業者組合	40.13	43.52	42.56	43.29
108 管理運営プロフェッショナル同業者組合	15.69	15.82	12.69	12.55
109 健康及び福祉サービス同業者組合	13.04	15.72	15.88	16.32
公務部門の災害保険全体	25.76	28.84	14.96	14.65
合計	27.08	25.84	21.98	21.89

4 職業性疾病の発生状況

(1) 概要

次の第4表及び第5表、また、第1図に、ドイツにおける職業性疾病の発生状況（その中期的な傾向を含む。）を示した。

- ① 第4表に示したように、2015年には、職業起因性であることが確定された職業性疾病の総数は、37,149件で、その前年（2014年）よりも件数で395件、1.1%増加した。
- ② 第5表に示した職業性疾病の部門別、同業者労災保険組合（BG:Berufsgenossenschaften）別の発生状況（1995年以降の原則5年毎）を産業部門について2015年についてみると、102 木製品及び金属産業BGが最も多く4,989件、次に104 建設産業BGが4,053件、以下101 原材料及化学産業BGが2,166、103 エネルギー、繊維製品、電機及びメディア製品BGが1,353件等となっている。
- ③ 第6表に示したように、2015年における職業病の種類別内訳をみると、「皮膚疾患」が最も多く28,368件、以下「物理的因子」が23,773件（うち、騒音が11,922件）、呼吸器系並びに肺、胸膜及び腹膜によるものが16,422件、化学的因子によるものが3,589件等となっており、皮膚疾患及び騒音（職業性難聴）が多いことが注目される。

（作成者注：2016年における日本の疾病別業務上疾病者数は、次の表のとおりである。）

業務上疾病の種類	罹患者数（人）
負傷に起因する疾病	5,598
物理的因子による疾病	704
作業態様に起因する疾病	312
化学物質による疾病	216
じん肺およびじん肺合併症	210
その他の疾病	321
合計	7,361

- ④ 第7表に示した 職業性疾病による死亡件数の5年毎（1995年、2000年、2005年、2010年）、2013年、2014年及び2015年における推移をみると、経年的には徐々に減少はしている傾向にはあるが、その減少の程度はあまり多いものではないことがわかる。
- ⑤ 第1図に示したように、認定された職業性疾病の長期的な傾向についても、経年的には徐々に減少はしている傾向にはあるが、その減少の程度はあまり多いものではないことがわかる。

第4表 職業病としての決定済み件数

分類	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2015年に比較して、 2016年の増減	
								件数	増減率 (%)
1 職業起因性としての確定 件数	31,219	34,573	35,293	36,202	36,754	37,149	40,056	+2,907	+7.8
2 1のうち、職業病としての 認定件数	15,461	15,262	15,291	15,656	16,112	16,802	20,539	+3,737	+22.2
3 2のうち、新たな年金支給 決定件数	6,123	5,407	4,815	4,815	5,155	5,049	5,365	+316	+6.3
4 休業を伴うものとして追 加的な補償を要求すること となる件数	15,758	19,311	20,546	20,546	20,642	20,347	19,517	-830	-4.1
5 職業起因性ではないとし て決定された件数	37,967	37,165	36,725	36,725	38,425	38,941	39,973	+1,032	+2.7
6 職業起因性か否かが確定 された件数 (1+5)	69,186	72,927	71,389	72,927	75,179	76,090	80,029	+3,939	+5.2

作成者注：

- 2015年の増加は、部分的には2015年1月1日から追加された新しい職業性疾病（Laryngeal cancer caused by intensive and multiyear exposure to mists and vapours from sulphuric acid: 強度に、また、長年硫酸のミストにばく露されたことによる咽頭部のがん）によるものである。
- 2010年には、皮膚疾患に関する（補償）制度が改善されたため、件数の増加が顕著になっている。
- この表は、原典(DGUV Statistics 2016, Figures and long-term trends)のTable 21のデータから作成者が抜粋して翻訳したものである。

第5表 ドイツの認定された職業性疾病の部門別、同業者労災保険組合 (BG:Berufsgenossenschaften) 別の発生状況 (2000年以降の5年ごと及び2016年まで)

部門別又はBG別	2000年	2005年	2010年	2015年	2016年
産業部門の法定災害保険の合計	16,424	14,930	14,615	15,658	18,783
101 原材料及び化学工業BG	4,007	3,884	4,362	2,166	2,489
102 木製品及び金属産業BG	4,998	4,570	4,545	4,989	5,489
103 エネルギー、繊維製品、電機及びメ ディア製品BG	1,227	1,288	1,103	1,353	1,693
104 建設産業BG	2,779	2,520	2,013	4,053	5,686
105 食糧品及び仕出し業BG	884	364	398	565	543
106 商業及び流通産業BG	556	424	361	692	645
107 運輸産業BG	352	216	187	265	398
108 管理運営プロフェッショナルBG	654	636	701	706	828
109 健康及び福祉サービス業BG	967	1,028	945	869	1,012
公務員部門	1,572	984	839	1,135	1,730
合計	17,996	15,914	15,454	16,793	20,513

備考：

- 1 この表は、原典の表 29 から訳者が抜粋して作成した。
- 2 Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung e.V. (DGUV)におけるこの表の作成時点と、それぞれの個別の表との作成時点に時間的ずれがあるため、各年の統計の数が若干異なることがある。
- 3 各種学校の生徒の災害保険組合 (Pupil accident insurance) のデータは、掲載を省略した。

第6表-1 2015年における職業病の種類別内訳

グループ	サブグループ	職業病の疑いがあるとして届け出られた件数	職業病による死亡件数	決定件数					
				合計	職業起因性として確定されたもの			職業起因性ではないとして決定された件数	
					合計	職業病として認定された件数	休業を伴うものとして追加的な補償を要求することとなる件数		
					合計	左の欄のうち、新しい年金受給件数			
1	化学的因子によるもの (Conditions due to chemical agents)	3,731	164	3,589	613	599	504	14	2,976
	11 金属及びメタロイド(半金属)によるもの (Metals and metalloids)	325	14	296	31	31	21	—	265
	12 窒息性のガスによるもの (Asphyxiating gases)	41	1	42	14	14	2	—	28
	13 溶剤、農薬及び他の化学物質 (Solvents, pesticides and other chemical substances)	3,365	149	3,251	568	554	481	14	2,683
2	物理的因子によるもの (Conditions due to Physical agents)	23,884	42	23,773	7,603	7,453	901	150	16,170
	21 機械的因子 (Mechanical)	11,653	—	11,502	1,345	1,195	559	150	10,157

	agents)								
	22 圧縮空気 (Compressed air)	2	—	2	—	—	—	—	2
	23 騒音 (Noise)	11,874	—	11,922	6,216	6,216	306	—	5,706
	24 放射線 (Radiation)	355	42	347	42	42	36	—	305
3	感染因子又は熱帯性疾病 を含む寄生虫によるもの	2,542	14	2,246	969	969	62	—	1,277
4	呼吸器系並びに肺、胸膜 及び腹膜によるもの (Contitins due of the respiratory passages and the lungs, the pleura and the peritoneum)	15,924	2,118	16,422	5,714	5,410	3,130	304	10,708
	41 無機粉じん	12,445	2,065	12,682	4,741	4,741	2,815	—	7,941
	42 有機粉じん	234	17	234	80	80	59	—	154
	43 気管支系の障 害	3,245	36	3,506	893	589	256	304	2,613
5	皮膚疾患によるもの	29,573	2	28,368	22,030	2,151	384	19,879	6,338
6 (その他)	鉱夫の眼震症 (Miner ' s nystagmus)	—	—	—	—	—	—	—	—
	旧東ドイツの職業 病として補償され たもの	—	38	55	9	9	9	—	46
	その他の職業病	1,337	31	1,637	211	211	59	—	1,426

合計	76,991	2,409	76,090	37,149	16,802	5,049	20,347	38,941
----	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------

作成者注：

- 1 この表は、原典(DGUV Statistics 2015, Figures and long-term trends)の Table 22 を作成者が翻訳したものである。
- 2 この表において、「決定件数」のうちの「合計」の欄に計上されている件数は、「職業起因性として確定されたもの」のうち、「職業病として認定された件数」の「合計」の欄に掲げられている件数と「休業を伴うものとして追加的な補償を要求することとなる件数」との和に一致している。

第6表-2 2016年における職業病の種類別内訳

グループ	サブグループ	職業病の疑いがあるとして届け出られた件数	職業病による死亡件数	決定件数					
				合計	職業起因性として確定されたもの			職業起因性ではないとして決定された件数	
					合計	職業病として認定された件数	休業を伴うものとして追加的な補償を要求することとなる件数		
				合計	左の欄のうち、新しい年金受給件数				
1	化学的因子によるもの (Conditions due to chemical agents)	3,800	174	3,864	722	705	557	17	3,142
	11 金属及びメタロイド(半金属)によるもの (Metals and metalloids)	372	8	360	39	39	31	—	321
	12 窒息性のガスによるもの (Asphyxiating gases)	82	1	68	39	39	—	—	29
	13 溶剤、農薬及び他の化学物質 (Solvents, pesticides and other chemical substances)	3,346	165	3,436	644	627	526	17	2,792
2	物理的因子によるもの (Conditions due to Physical agents)	23,395	28	24,661	8,427	8,307	876	120	16,234
	21 機械的因子 (Mechanical)	10,683	—	11,874	1,537	1,417	605	120	10,337

	agents)								
	22 圧縮空気 (Compressed air)	3	—	1	—	—	—	—	1
	23 騒音 (Noise)	12,367	—	12,433	6,850	6,850	237	—	5,583
	24 放射線 (Radiation)	342	28	353	40	40	34	—	313
3	感染因子又は熱帯性疾病を 含む寄生虫によるもの	2,958	17	2,736	1,257	1,257	50	—	1,479
4	呼吸器系並びに肺、胸膜及 び腹膜によるもの (Contitins due of the respiratory passages and the lungs, the pleura and the peritoneum)	15,201	2,285	17,186	6,175	5,903	3,375	272	11,011
	41 無機粉じん	11,935	2,209	13,392	5,230	5,230	3,069	—	8,162
	42 有機粉じん	232	35	245	89	89	64	—	156
	43 気管支系の障 害	3,034	41	3,549	856	584	242	272	2,693
5	皮膚疾患によるもの	28,881	3	30,260	23,423	4,315	478	19,108	6,837
6 (その他)	鉱夫の眼震症 (Miner ' s nystagmus)	3	—	—	—	—	—	—	—
	旧東ドイツの職業 病として補償され たもの	—	29	57	7	7	7	—	50
	その他の職業病	1,253	37	1,265	45	45	22	—	1,220

合計	75,491	2,573	80,029	40,056	20,539	5,365	19,517	39,973
----	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------

作成者注：

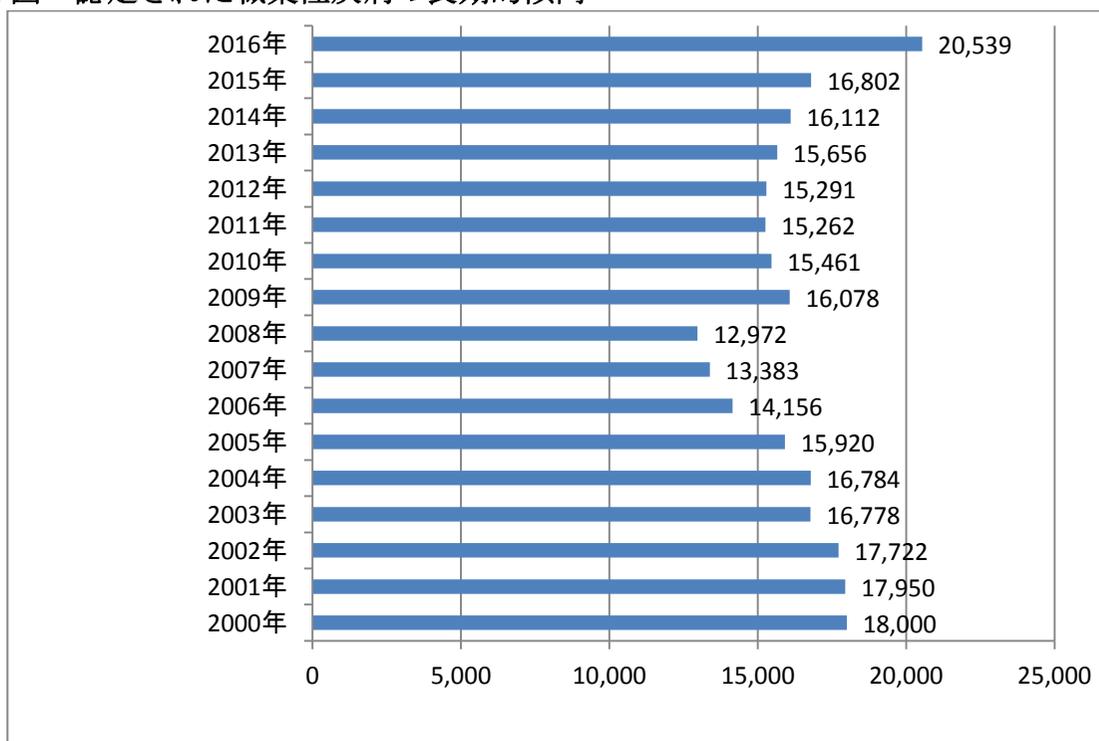
- 1 この表は、原典(DGUV Statistics 2016, Figures and long-term trends)の Table 22 を作成者が翻訳したものである。
- 2 この表において、「決定件数」のうちの「合計」の欄に計上されている件数は、「職業起因性として確定されたもの」のうち、「職業病として認定された件数」の「合計」の欄に掲げられている件数と「休業を伴うものとして追加的な補償を要求することとなる件数」との和に一致している。

第7表-1 職業性疾病による死亡件数の5年毎(2000年、2005年、2010年)、2015年及び2016年における推移

	2000年	2005年	2010年	2015年	2016年
職業性疾病による年毎の死亡件数の合計	2,564	2,486	2,409	2,409	2,573

作成者注：この表は、原典(DGUV Statistics 2016、Figures and long-term trends)の Table 27 を作成者が抜粋したものである。

第1図 認定された職業性疾病の長期的傾向



年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
認定された職業性疾病の件数	18,000	17,950	17,722	16,778	16,784	15,920	14,156	13,383	12,972	16,078	15,461
年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年					
認定された職業性疾病の件数	15,262	15,291	15,656	16,112	16,802	20,539					

作成者注：この棒グラフは、作成者が原典(DGUV Statistics 2016, Figures and long-term trends)の Table31 に掲げられているデータのうち、2000年から2016年までのデータに基づき、この棒グラフを作成したものである。

V-3 職業性疾病による死亡（第7表-2参照）

Fatalities due to OD

[原典の所在] <http://www.dguv.de/en/facts-figures/ods/fatalities-od/index.jsp>

[原典の名称] Fatalities due to OD,

Accident insurance in industrial and public sector as well as pupil accident insurance

（作成者注：原典の Table 27 から 2015 年及び 2016 年のデータを抜粋した。また、この表中の赤色で表示してある数字は、2017 年 9 月に DGUV が公表した速報値と確定値とが相違していることを示す。

（第7表-2）

Fatalities due to OD（職業性疾病による死亡）

Occupational diseases (OD)	左欄の英語原文の日本語仮訳	OD No.	2015	2016
Diseases caused by chemical agents	化学的因子による疾病			
Lead	鉛	1101	1	-
Mercury	水銀	1102	-	-
Chromium	クロム	1103	8	6
Cadmium	カドミウム	1104	-	1
Manganese	マンガン	1105	-	-
Thallium	タリウム	1106	-	-
Vanadium	バナジウム	1107	-	-
Arsenic	砒素	1108	1	-
Phosphorus, inorganic	無機りん	1109	-	-
Beryllium	ベリリウム	1110	4	1
Carbon monoxide	一酸化炭素	1201	1	-
Hydrogen sulphide	硫化水素	1202	-	1
Aromatic amines	芳香族アミン	1301	26	30
Halogenated hydrocarbons	ハロゲン化炭化水素	1302	6	7
Benzene	ベンゼン	1303	7	9
Nitro or amino derivatives	ニトロ又はアミノ誘導体	1304	-	-

Carbon disulphide	二硫化炭素	1305	-	-
Methyl alcohol	メチルアルコール	1306	1	-
Phosphorus, organic	有機りん	1307	-	-
Fluorine	フッ素	1308	-	-
Nitric acid esters	硝酸エステル	1309	-	-
Alkyl-Aryl-Oxides	アルキルーアリル酸化物	1310	1	1
Alkyl-Aryl-Sulphides	アルキルーアリル硫化物	1311	-	-
Acids (dental diseases)	酸（歯科疾病）	1312	-	-
Benzoquinone (eye)	ベンゾキノン（眼）	1313	-	-
P-tert-Butylphenol	パラターシャリーブチルフェノール	1314	-	-
Isocyanates	イソシアネート	1315	3	-
Dimethyl formamide	ジメチルフォルムアミド	1316	-	-
Organic solvents	有機溶媒	1317	-	1
Benzol, blood and lymphatic system	ベンゾール、血液及びリンパシステム	1318	105	117
Laryngeal cancer, sulphuric acid	咽頭部のがん、硫酸によるもの	1319	-	-
Diseases caused by physical impact	物理的影響による疾病			
Tendovaginal	腱鞘	2101	-	-
Meniscus lesions	半月板損傷	2102	-	-
Hand-arm vibration, skeletal diseases	手腕振動、骨格系の疾病	2103	-	-
Hand-arm vibration, vascular/neurological diseases	手腕振動、筋/神経の疾病	2104	-	-
Mucous bursae	筋嚢	2105	-	-
Nerve paralysis due to pressure	圧力による神経麻痺	2106	-	-
Spinous processes	棘突起	2107	-	-
Lumbar spine, lefting and carrying	腰部脊椎障害	2108	-	-
Cervical spine	頸椎	2109	-	-
Lumbar spine, mainly vertical vibration of the entire body	腰部脊椎、全身の主として鉛直な振動	2110	-	-

Abrasions of the teath	歯の磨耗 (teeth)	2111	-	-
Osteoarthritis	骨関節炎	2112	-	-
Carpal tunnel syndrome	手根管症候群	2113	-	-
Hypothenar- and Thenar Hammer Syndrome	仮想的なハンマー及び手のひらハンマー症候群	2114	-	-
Working in compressed air	圧縮空気内での作業	2201	-	-
Noise	騒音	2301	-	-
Cataract	白内障	2401	-	-
Ionizing radiation	電離放射線	2402	42	28
Diseases caused by infectious agents or parasites including tropical diseases				
Infectious diseases	感染症	3101	13	16
Diseases transmitted	直接接触感染症	3102	1	-
Miner's vermination	鉱山労働者の寄生虫感染症	3103	-	-
Tropical diseases	熱帯病	3104	-	1
Diseases of the respiratory tract, lungs, pleura and peritoneum				
Silicosis	硅肺	4101	305	287
Silicotuberculosis	硅肺結核	4102	7	2
Asbestosis	石綿肺	4103	165	168
Lung- or larynx cancer, asbestos	石綿による肺又は喉頭がん	4104	593	622
Mesothelioma, Asbestos	石綿による中皮腫	4105	811	871
Aluminium	アルミニウム (肺)	4106	-	1
Pulmonary fibrosis	肺繊維化症	4107	-	-
Thomas phosphate	トーマスりん肥	4108	-	-
Nickel	ニッケル	4109	4	4
Crude coke oven gas	発生コークス炉ガス	4110	6	9
Bronchitis/Emphysema (hard coal miners)	気管支炎/気腫 (硬い石炭鉱山の鉱夫)	4111	115	141

Lung cancer, quartz	石英による肺がん	4112	37	83
Lung cancer, PAH	多環芳香族炭化水素による肺がん	4113	10	4
Lung cancer, asbestos and PAH	石綿及び多環芳香族炭化水素による肺がん	4114	11	15
Siderofibrosis	溶接フェュームに極端に長期間ばく露されたことによる肺繊維化症	4115	1	2
Alveolitis	肺胞炎	4201	1	7
Byssinosis	ビシノーシス（原料の綿、亜麻又は大麻の粉じんによって罹患する下部呼吸器官の疾病）	4202	-	1
Wood dust	木材粉じん	4203	16	27
Obstructive respiratory tract diseases, allergic	呼吸器官の妨害になる疾病、アレルギー	4301	12	11
Obstructive respiratory tract diseases, toxic	有害な化学物質等による呼吸器官の障害	4302	24	30
Skin diseases	皮膚疾患			
Skin diseases	皮膚疾患	5101	-	-
Skin cancer	皮膚がん	5102	1	-
Skin cancer, ultraviolet irradiation	紫外線照射による皮膚がん	5103	1	3
Diseases caused by other factors	他の因子による疾病			
Miner's nystagmus	鉱夫の眼球震蕩（しんとう）症	6101	-	-
§ 9 II SGB VII	（訳者注：ドイツ社会法典第VII巻第II節第9条の業務上疾病。具体的な疾病の種類については、この資料では明らかにされていない。）		31	37
GDR-OD ¹	（東西ドイツ統一前の旧東ドイツで認定されていた職業性疾病）		38	29
Total(合計)			2,409	2,573

(作成者注1：2015年及び2016年における日本の疾病別業務上疾病者数は、次の表のとおりである。(資料出所：厚生労働省))

業務上疾病の種類/年別の罹患 者数	罹患者数 (人)	
	2015年	2016年
負傷に起因する疾病	5,339	5,598
物理的因子による疾病	695	704
作業態様に起因する疾病	419	312
化学物質による疾病	250	216
じん肺およびじん肺合併症	251	210
その他の疾病	414	321
合計	7,368	7,361

(訳者注2) 日本の労災補償による石綿による肺がん及び中皮腫の労災認定等の状況は、過去5年間(平成24年度(2012年度)から平成28年度(2016年度)では次のとおりである。

[原典の所在] <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000169046.html>

表1 労災保険法に基づく保険給付の石綿による疾病別請求・決定状況(過去5年度分)

(件)

区 分		年 度				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
肺がん	請求件数	495	420	465	414	424
	決定件数	459	462	443	414	430
	うち支給決定件数 (認定率)	402 (87.6%)	382 (82.7%)	391 (88.3%)	363 (87.7%)	386 (89.8%)
中皮腫	請求件数	587	593	561	578	596
	決定件数	562	559	556	568	552
	うち支給決定件数 (認定率)	522 (92.9%)	528 (94.5%)	529 (95.1%)	539 (94.9%)	540 (97.8%)

5 (傷害を伴う) 労働災害、通勤災害及び職業性疾病、治療、被災労働者(その遺族を含む。)に対する年金等に要した費用

(傷害を伴う) 労働災害、通勤災害及び職業性疾病を補償するために要した費用を第8表に、これらの治療に要した費用を第9表に、年金支給に要した費用を第10表に、それぞれ示した。

第 8 表 補償に要した費用

年	費用 単位：1000 ユーロ	対前年との 増減率%	フルタイム労働者換算 1 人当 たりの費用；単位 1000 ユーロ（脚 注 1）	賃金 100 ユーロ当 たりの額（脚注 2）
2011	9,369,686	+0.7	238	1.03
2012	9,460,441	+1.0	237	1.00
2013	9,597,733	+1.5	235	0.98
2014	9,769,448	+1.8	237	0.96
2015	9,943,043	+1.8	240	0.94
2016	10,258,348	+ 3.2	243	0.92

脚注 1：産業部門及び公務部門（公務部門のうち、学生、生徒及び児童のものを除く。）

脚注 2：産業部門のみを示す。

資料出所：ドイツ法定災害保険統計:水準と長期的傾向 2016（Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung（略称 DGUV）STATISTICS 2014 ;Figures and Long term trend）中の表 35 から、2011 年から 2016 年までの統計数字を抜粋した。以下第 10 表まで同じ。

第 9 表 治療に要した費用（傷害に対する特別の援助を含む。脚注参照）

年	単位：1,000 ユーロ		対前年との増減率%	
	合計	傷害に対する特 別の援助	合計	傷害に対する特 別の援助
2011	3,617,276	602,100	+ 3.2	+ 3.1
2012	3,677,790	602,522	+ 1.9	+ 0.1
2013	3,813,642	640,067	+ 3.7	+ 6.2
2014	3,965,957	658,769	+ 4.0	+ 2.9
2015	4,084,241	680,664	+ 3.0	+ 3.3
2016	4,278,674	711,832	+ 4.8	+ 4.6

脚注；原典の表 36 から抜粋

第 10 表 年金支給に要した費用（単位；1000 ユーロ、脚注参照）

年	保険対象者 自身に対する もの	配偶者に対 するもの	孤児に対す るもの	その他の受 給権者	合計
2011	3,954,730	1,322,278	92,666	211	5,369,884
2012	3,975,382	1,328,316	89,732	218	5,393,648
2013	3,980,744	1,330,928	85,001	191	5,396,863
2014	4,005,807	1,332,015	79,756	185	5,417,763
2015	4,039,730	1,339,334	77,455	243	5,456,762
2016	4,131,929	1,369,162	74,980	166	5,576,236

脚注：

- 1 一時金を除く。
- 2 各年の合計の数字は、各構成要素の四捨五入等の関係から、一の位が一致しないものがある。
- 3 原典の表 37 から抜粋した。

IV ドイツにおける労働安全衛生を所管する行政機関及びドイツ法定災害保険の組織体制と活動状況について

1 総括的事項

ドイツでは、1884年の公的労災保険（「ライヒ保険法」による。）の制定以来、被雇用者の安全と健康に関する使用者（ないしは雇用者。以下この節では「使用者」という。）の責任は、原則的に確立されていたとされており、労働災害防止に関する法的根拠を有する監督行政や指導については、「営業法」に基づく各州の営業監督行政、ライヒ保険法(後述する1996年の公的労災保険の社会法典への編入を含む。以下同じ。)に基づく技術監督員による査察指導等が二元的に行われてきている。

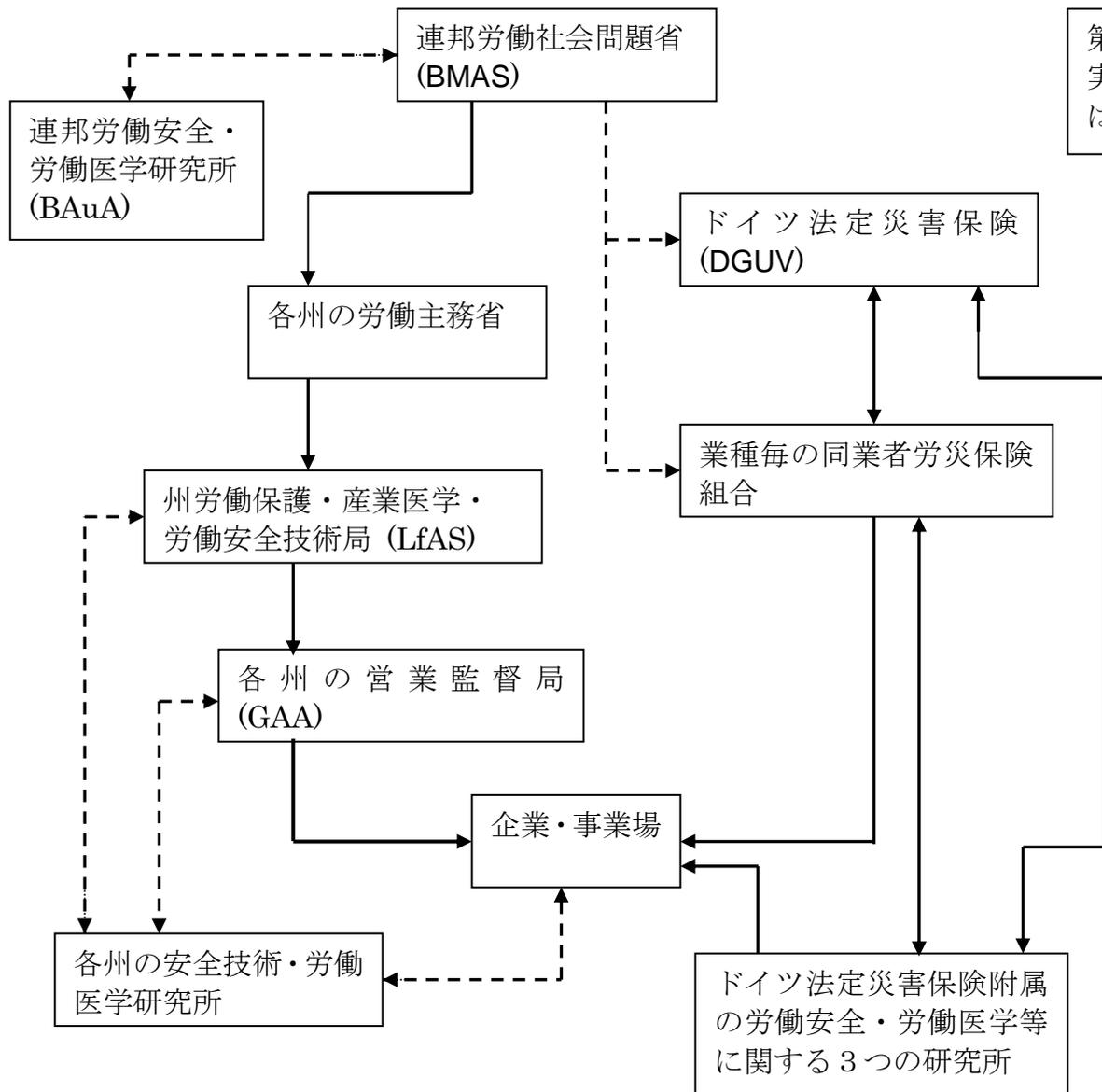
また、後者に基づき、**Berufsgenossenschaften**(同業者労災保険組合；略称BG)が制定する労働災害防止規程によるより具体的な安全衛生措置等が実施されているとともに、1974年12月から施行された「産業医、安全技師及びその他労働安全専門員に関する法律」によって、使用者による産業医及び労働安全専門員の任用、これらの者の任務、資格要件、専門知識を行使する際の独立性等が規定された。次に、1989年6月12日に出されたECの労働安全衛生に関する枠組指令(89/391/EEC)をドイツ法に転換するために制定された「1996年8月7日の労働保護に関するECの一般的ガイドライン及びその他の労働保護に関するガイドラインの実施に関する法律」中の第1款の「労働時の就業者の安全及び保健を改善するための労働保護措置の実施に関する法律(労働保護法)。以下「労働保護法」という。」の制定、施行によって、労働者の安全や健康を確保するための法体系が一層整備された。加えて、「1996年8月7日の公的労災保険を社会法典に編入するための法律(労災保険・編入法)」により、従来の「ライヒ保険法」による技術監督員による査察指導、労働災害防止規程の意義及び制定等が、社会法典第7巻 公的労災保険にほぼそのまま引き継がれている。

さらに、2008年にはBGを近代化するための法律が制定、施行されて、時代の経過に伴うドイツの産業構造の変化(製造業等の第2次産業からサービス業等の第3次産業への変化等)を踏まえて、それ以前には産業部門だけで35に達していた同業者労災保険組合(BG)を9に集約化する等の制度改正が行われ、また、2013年には労働保護法の一部が改正、施行された(後者については、後述する。)。また、ドイツでは、国家は法律で大枠を定めるが、その実際の実行は、各州、同業者労災保険組合等に委ねられるのが特徴である。

2 所管行政機関の体制と活動状況

(1) 労働安全衛生を所管する連邦政府、各州、ドイツ法定災害保険、同業者労災保険組合(BG)等による労働安全衛生を推進する体制の二元性

ドイツにおける労働安全衛生に関する保護対策は、前述したように2重構造になっている。即ち、一つは、ドイツ連邦政府(連邦労働社会問題省：**Bundesministerium für Arbeit und Soziales**、略称：**BMAS**)の安全衛生に関する法律や規則(EUの指令によるものを含む。)、これを管理監督する各州の労働主務省、労働保護・産業医学・労働安全技術局、安全技術・労働医学研究所、営業監督局と、他方は、ドイツ法定災害保険及びその傘下の同業者組合が制定する労働災害防止規程、これの履行を促す労働監督員による査察指導等である。上記の二元的関係を第2図に示した。



第2図 労働安全衛生を推進する体制の2元性
 実線の矢印は直接の指揮命令系統があること、点線の矢印は連携・協力関係にあることを、それぞれ示している。

(2) ドイツ連邦政府労働社会問題省（BMAS）の労働安全衛生を所管する部局について

同省のウェブサイトに掲載されている英語版の組織図によれば、労働安全衛生を所管する部局は、次の表のとおりである。

名称	左欄の下部組織の名称	左欄の下部組織の名称	所管事項
Directorate-General III (第三総局)			Labour Law (労働法)、 Occupational Safety and Health (労働安全衛生)
	Directorate III b (第三局 b)		Occupational Safety and Health (労働安全衛生)
		Division III b 1	Health and Safety Legislation, (健康及び安全法制) Occupational Medicine (労働医学) Prevention under Social Code VII (社会法典第Ⅶ巻に基づく予防活動)
		Division III b 2	Basic Issues of Occupational Safety and Health (労働安全衛生に関する基本問題)
		Division III b 3	Hazardous Substances, (危険有害物質) Chemical Safety, (化学安全) Biotechnology and Genetic Engineering, Industrial Safety and Security of Installations (バイオテクノロジー及び遺伝工学、産業安全及び施設の安全保障)
		Division III b 4	Financial Audit of Approved Municipal Bodies (認可された地方自治体の財務監査) Physical Agents (物理的因子) Co-ordination of Occupational Safety and Health Committees (労働安全衛生委員会の調整)
		Division III b 5	Safety of Products (製品の安全)

作成者注：上記の表のほか、「Directorate III a」(第三局 a) があって、労働安全衛生以外の雇用、労働時間、最低賃金、国際労働法等に関する労働法の分野を所管している。

[資料出所]：2017年12月現在のドイツ連邦政府労働社会問題省ホームページ中の英語版の同省の組織図、
http://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/EN/organigramm-bmas-en.pdf?__blob=publicationFile&v=4

(3) ドイツ法定災害保険、同業者労災保険組合（BG）等による労働災害防止活動

ドイツ法定災害保険及びその傘下の同業者労災保険組合は、労働時の就業者の安全及び保健を改善するための労働保護措置の実施に関する法律（労働保護法；略称：ArbSchG）その他の関係法令に基づき、後述するように、例えば「その予防的任務の枠内において安全及び保健の確保に関する任務も履行する場合は、専ら自律的な権限の枠内で活動するものとする。」（労働保護法第21条【管轄行政庁、法律上の災害保険担当機関との協力】別記参照）とされていることに見られるとおり、労働災害の予防に関する活動を自律的に行っている。これらの活動の一環として、第11表に予防活動に要した費用を、第12表に予防部門の活動に従事している労働監督官その他の要員の数を、第13表に産業部門ごとの予防活動件数を、それぞれ示した。（資料出所：いずれも、「ドイツ法定災害保険統計：水準と長期的傾向 2016（Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung（略称 DGUV）STATISTICS 2013；Figures and Long term trend）」中の表から、2011年から2016年までの統計数字を抜粋した。）

第11表 予防に要した費用（単位：1,000ユーロ）

年	合計	内訳			
		災害の予防のための規制、出版など	予防のための人件費及び用具	労働安全衛生のためのサービス及び救急措置	訓練
2011	948,225	2,703	557,192	98,386	123,211
2012	1,013,342	2,264	587,129	102,892	121,803
2013	1,037,824	1,921	604,426	111,610	128,326
2014	1,083,191	1,817	624,137	119,076	133,496
2015	1,122,624	1,975	632,102	131,527	138,232
2016	1,168,921	1,810	652,527	145,589	140,605

脚注；原典表 39 から抜粋した。

第 12 表 2016 年の予防部門の要員の数

区分	労働監督員	その分野におけるその他の 予防専門家	産業医、科学的 専門家	管理部門従事 者	合計
産業部門の法定災害保険 の合計	1,894	466	675	1,415	4,450
101 原材料及び化学工 業 BG	160	43	84	219	506
102 木製品及び金属産 業 BG	459	206	69	372	1,106
103 エネルギー、繊維 製品、電機及びメディア 製品 BG	208	76	109	84	477
104 建設産業 BG	423	21	143	169	756
105 食糧品及び仕出し 業 BG	118	20	74	115	327
106 商業及び流通産業 BG	156	35	35	92	318
107 運輸産業 BG	123	6	48	79	256
108 管理運営プロフェ ッショナル BG	161	8	45	190	404
109 健康及び福祉サー ビス業 BG	86	51	68	95	300
公務員部門	395	16	40	157	608
合計	2,289	482	715	1,572	5,058

脚注；原典表 40 から抜粋した。

第 13 表 2016 年における予防部門の特定の活動

	監督された企業又は教育機関の数	企業又は教育機関における監督件数	指摘された安全上の欠陥の数	調査された災害の数
産業部門の法定災害保険の合計	216,192	471,876	951,668	30,647
101 原材料及び化学工業 BG	9,116	11,596	16,132	4,181
102 木製品及び金属産業 BG	58,579	92,980	100,568	5,940
103 エネルギー、繊維製品、電機及びメディア製品 BG	23,014	38,823	20,703	3,934
104 建設産業 BG	51,626	212,288	591,486	3,029
105 食糧品及び仕出し業 BG	20,478	23,285	74,579	4,734
106 商業及び流通産業 BG	30,866	57,787	113,257	6,356
107 運輸産業 BG	12,419	12,755	14,072	624
108 管理運営プロフェッショナル BG	5,520	15,046	11,492	1,169
109 健康及び福祉サービス業 BG	4,574	7,316	9,379	680
公務員部門	4,195	9,569	25,525	2,071
合計	220,387	481,445	977,193	32,718

脚注；原典表 41 から抜粋した。

V ドイツの労働安全衛生関係法令の概要

ドイツにおける労働安全衛生に関する主要な法令としては、既に上記で掲げた法律等のほか、法律（Gesetz）として、「労働時間法」、「働く母親の保護に関する法律」等があり、ドイツ労働社会問題省が制定した規則としては、「有害物からの保護規則」、「作業用の器具機械規則」、「建設現場衛生安全規則」、「ビデオディスプレイワークステーション規則」、「作業場規則」、「生物因子規則」等がある。また、これら以外の関係規程としてはドイツ法定保険（DGUV）が制定した規則、同業者労災保険組合が制定した労働災害防止規程（Unfallverhütungsvorschrift；略称 UVV）等がある。これらのうち、次の1では法律を、2では規則を、3ではドイツ法定災害保険（DGUV）が制定した規則及び同業者労災保険組合が制定した労働災害防止規程（Unfallverhütungsvorschrift；略称 UVV）等の概要を紹介する。

1 労働安全衛生に関連する個別の法律（Gesetz）等の概要

(1) 「労働時の就業者の安全及び保健を改善するための労働保護措置の実施に関する法律（略称：労働保護法）」

（作成者注：次のウェブサイトからダウンロードできる。

ドイツ語版：<http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/arbschg/gesamt.pdf>

英語版：http://www.gesetze-im-internet.de/englisch_arbschg/englisch_arbschg.html 又は

http://www.gesetze-im-internet.de/englisch_arbschg/englisch_arbschg.pdf)

- ① 本法は、労働時の就業者の安全及び保健を労働保護措置によって確保し、改善することを目的とし、すべての活動領域に適用される。
- ② 使用者は、労働時の就業者の安全及び保健に影響を与える諸事情を考慮したうえで、必要な労働保護措置を講ずる義務を負い、この措置の有効性を審査し、必要な場合には措置を実情の変化に適合させなければならない。
- ③ 上記②のため、使用者は、適切な組織を編成し、必要な資材を供給するとともに、措置が有効に実施されるような予防活動を実施しなければならない。
- ④ 使用者は、労働と関連を有する就業者にとっての危害を判定することにより、どのような労働保護措置が必要かを確定しなければならない。
- ⑤ 同法第21条（管轄行政庁、法律上の災害保険担当機関との協力）では、次の別記に引用するとおり、管轄行政庁、法律上の災害保険担当機関との協力等に関する重要な規定が置かれており、労働保護法の規定の実効性の確保が図れている。

（別記）

（ドイツ）労働保護法（2013年改正後の条文の抄訳；作成者注：ドイツ法務・消費者保護省のウェブサイトからダウンロードできる同法のドイツ語版及び英語版テキストから、作成者が日本語に翻訳した。）

第6章 結末規定

第21条【管轄行政庁、法律上の災害保険担当機関との協力】

- ① 本法に基づく労働保護の監督は、国家の任務とする。監督行政庁は、本法及び本法に基づいて発布された法規命令の遵守

状況を監督し、義務の履行に当たる使用者に助言しなければならない。

- ② 法律上の災害保険の担当機関の任務及び権限は、他に別段の定めのない限り、社会法典の規定に拠る。法律上の災害保険の担当機関が、社会法典の規定に従い、その予防的任務の枠内において安全及び保健の確保に関する任務も履行する場合は、専ら自律的な権限の枠内で活動するものとする。
 - ③ 州の管轄行政庁及び法律上の災害保険の担当機関は、監督に当たって、第 20 条 a (2) 第 4 号に従った合同助言及び監督戦略に基づいて密接に協力し、経験の交換を保証しなければならない。この戦略は、仕事の仕方に関する次の一般原則の協調関係を含むものとする。
 - 1 事業所の助言及び監督
 - 2 協議の主要な議題及び監督、協調した、又は合同（で行う）の主要な行動及び作業計画の内容の決定
 - 3 データ及び他の情報、特に企業の監督及びその主要な結果に関するもの、の共有を促進すること。社会法典第 7 卷第 20 条 (2)、第 3 文に適合して、州の権限のある機関は、第 20 条 (2) 第 2 号及び合同助言及び監督戦略における合同作業計画の実施に必要な手段について、災害保険の供給者と合意しなければならない；彼等は、第 20 条 a (2) 第 3 号に適合して、国家労働安全衛生協議会によって決定された指標に基づき、対象の達成状況について評価しなければならない。
 - ④ 労働保護を管轄する州の最上級行政庁は、法律上の災害保険の担当機関が、詳細に規定された活動領域において本法、本法の特定の規定又は本法に基づいて発布された法規命令の遵守状況を監督することについて、当該保険担当機関と協定を締結することができる。協定には、監督の種類及び範囲並びに国家の労働保護行政庁との協力が確定されなければならない。
- (第 5 項以下は省略)

- ⑥ 2013 年の改正により、「第 5 条 労働起因性の判定」に「六 作業における心理的ストレス」が追加され、また、「第 5 章 ドイツ労働安全衛生合同戦略」が、及び同章に「第 20 条 b 国家労働安全衛生協議会」に関する規定が、それぞれ、追加された。
- ⑦ 以上のほか、労働保護の一般原則、記録文書、任務の委任、特別の危険に対する措置、救急措置及びその他の緊急措置、産業医学上の措置、就業者の義務及び権利等が規定されている。

(2) 「産業医、安全技師及びその他労働安全専門員に関する法律」

(作成者注：この法律は、次のウェブサイトからダウンロードできる。)

ドイツ語版；<http://www.gesetze-im-internet.de/asig/BJNR018850973.html>

又は <http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/asig/gesamt.pdf>

英語版；http://www.gesetze-im-internet.de/englisch_asig/englisch_asig.pdf

- ① 使用者は、この法律の定めるところに従って、産業医及び労働安全専門員を任用しなければならない。
- ② 産業医及び労働安全専門員の任務及び資格要件が、この法律で規定されている。

- ③ 以上のほか、産業医及び労働安全専門員の専門知識を行使する際の職務の独立性、事業場委員会との協力並びに産業医及び労働安全専門員の任免に当たっての事業場委員会の同意、20人以上の就業者が活動する事業場における労働保護委員会の設置等が規定されている。
- (3) **1996年8月7日の「公的労災保険を社会法典に編入するための法律（労災保険・編入法）」**
- ① 従来の「ライヒ保険法」の規定を、ほぼそのまま引き継いでおり、労災保険の任務、被保険者及び保険事故の範囲、労働災害の定義及び法規によって規定され、労災保険に基づく保護の根拠となる職業病の定義が規定されている。
- ② 労災保険の保険者は、あらゆる適切な手段を用いて、労働災害、職業病、健康に対する労働起因性の危害を予防し、効果的な応急措置を提供しなければならない。
- ③ 労災保険の保険者は、自主的な権利として、安全衛生に関する措置・災害を予防するための被保険者の行動・実施を指示しなければならない産業医学健診・上記(2)の法律で規定された義務の履行のために事業主が講ずべき措置等を規定する労働災害防止規程（Unfallverhütungsvorschrift；略称：UVV）を制定すること、超企業的な産業医学・安全衛生技術的サービス及びそのための会費の徴収、医師によるデータ収集及びデータ処理、職業病の場合（根拠のある疑いを抱いている場合を含む。）における医師の届け出義務、医師の保険者に対する情報提供義務等が規定されている。

(4) 「労働時間法」

就労日の最大労働時間、作業中の最小限の休憩時間、労働後の労働者の健康と安全のための最小限の休暇等が規定されている。深夜業従事者に対しては、男女を問わず特別の保護が与えられている。原則的には、土曜日及び日曜日には労働から解放されなければならない。

(5) 「働く母親の保護に関する法律」

妊娠中及び出産後4か月以内の解雇の禁止、妊娠中の女性、作業場における設備・機械・用具等についての母親及び子供のための防護、物理的に負荷の強い作業の禁止、有害物へのばく露の禁止等が規定されている。

2 ドイツ労働社会問題省が制定した主要な労働安全衛生関係の規則

これらの規則のうち、ドイツ労働社会問題省がそのウェブサイト上で特に紹介している **Technischer Arbeitsschutz**（技術的な安全衛生）に関する8つの項目のすべてについて、同ウェブサイトが紹介している順番に従って、これらの概要を紹介する。

	ドイツ語原文	英語訳	日本語訳
(1)	Sicherheit in Arbeitsstätten, Arbeitsstättenverordnung 25. August 2004	Safety in Workplaces, Workplace Ordinance 25. August 2004	作業場の安全、 作業場規則、 2004年8月25日

この規則は、事業者が、作業場を設営する場合に、その雇用する被雇用者（労働者）の安全と健康を確保するために考慮しなければならないことを規定している。具体的な内容としては、作業室、休憩・待機・衛生施設、照明、換気及び室内の温度に関するものである。

この規則の目次は、次のとおりである。

第1条 目的及び適用範囲

第2条 定義

第3条 リスクアセスメント

第3条 a 作業場の設営及び運用

第4条 作業場の運営に当たっての特別の要求事項

第5条 非喫煙についての保護

第6条 作業及び衛生の空間、休憩及び待機室、救急措置室、便宜施設

第7条 作業場委員会

第8条 経過規定

第9条 刑事上の及び行政的な罰則

付属書 第3条第1項に適合する（リスクアセスメントを実施する場合における）作業場についての特別の要求事項

[\(この規則の pdf ファイル \(ドイツ語原典\) のダウンロードは、次のウェブサイトからすることができる。\)](#)

http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/arbst_ttv_2004/gesamt.pdf

	ドイツ語原文	英語訳	日本語訳
(2)	Lärm- und Vi-bra-ti-ons-schutz, Verordnung zum Schutz der Beschäftigten vor Gefährdungen durch Lärm und Vibrationen (Lärm- und Vibrations-Arbeitsschutzverordnung- LärmVibrations ArbSchV) 15.März 2007 in Kraft getreten.	Noise and vibration abatement, Regulation to protect workers against risks arising from noise and vibration (Noise and Vibration Occupational Safety and Health Regulation - LärmVibrationsArbSchV) March 15, 2007	騒音及び振動の保護、騒音及び振動から生ずるリスクから労働者を保護する規則、2007年3月15日

この規則は、騒音及び振動に関する EU の労働安全衛生指令及び ILO の騒音及び振動に関する条約を、ドイツ国内で実施するために制定、施行されたものである。この規則では、EC の騒音の限度に関する指令に基づき、（ドイツの従来の規則における）騒音のばく露限界 87db(A) を 85db(A) に引き下げ、騒音のピーク時のばく露限界を 140db(C) から 137db(C) に引き下げた。また、振動については、例えば、建設現場における経度方向の振動加速度を 1.15 m/s^2 から 0.8 m/s^2 に引き下げた。特に騒音に関する今回の規則の導入は、ドイツ法定災害保険が毎年騒音による聴力低下として補償している約 6000 件にも上る疾病を大幅に減少させるこ

とをねらいとしたものである。

この規則の目次（章名のみ）は、次のとおりである。

- 第1章 適用範囲及び定義
- 第2章 障害の同定、事前評価及び測定
- 第3章 騒音の限度及び保護手段
- 第4章 振動についての制限値、アクション値及び保護手段
- 第5章 要員の訓練と委員会における安全上の考慮事項
- 第6章 適用除外、刑事及び行政的罰則、移行規定（経過措置）

[この規則の pdf ファイル（ドイツ語原典）のダウンロードは、次のウェブサイトからすることができる。）](http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/l_rm vibrationsarbschv/gesamt.pdf)

http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/l_rm vibrationsarbschv/gesamt.pdf

	ドイツ語原文	英語訳	日本語訳
(3)	Künstliche optische Strahlung am Arbeitsplatz. Arbeitsschutzverordnung zu künstlicher optischer Strahlung, 19. Juli 2010	Artificial Optical Radiation at Work, OSH Regulation to artificial optical radiation, July 19th, 2010	職場での人工光線、 人工光線に対する労働安全衛生規則、 2010年7月19日

人工光線に対する労働安全衛生規則は、2010年7月19日に施行され、EUの労働安全上の3つの有害要因（騒音、振動及び人工光線）に関する指令は、すべてドイツの国内法令に導入されたことになった。人工光線の放射は、特に溶接作業、ガラスや二酸化珪素の溶融工程において起こるものであるが、これらの工程では、近年、レーザー光線の使用も盛んになってきている。さらには、関連する工程等における紫外線や赤外線放射も、重大な眼及び皮膚の障害を起こすことがある。長期間にわたる紫外線に対するばく露は、皮膚がんをもたらす結果にもなり得る。この規則は、非特異的な人工光線（可視光線、紫外線、赤外線等）及びレーザー光線への対応を内容としたものである。この規則の目次（章名のみ）は、次のとおりである。

- 第1章 適用範囲及び定義
- 第2章 人工光線から生ずるリスクの同定及び事前評価、測定
- 第3章 人工光線に対するばく露限度及び安全防護
- 第4章 人工光線放射に対する危険有害要因についての要員の訓練及び委員会の安全上の考慮事項
- 第5章 適用除外、刑事上及び行政的な罰則

[この規則の pdf ファイル（ドイツ語原典）のダウンロードは、次のウェブサイトからすることができる。）](http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/l_rm vibrationsarbschv/gesamt.pdf)

	ドイツ語原文	英語訳	日本語訳
(4)	Elektromagnetische Felder (EMF) am Arbeitsplatz, Directive 2013/35/EU - electromagnetic fields of 26 June 2013	Electromagnetic fields (EMF) in the workplace, Directive 2013/35/EU - electromagnetic fields of 26 June 2013	作業場における電磁場、 EU 指令 2013/35、 2013 年 6 月 26 日

2013 年 6 月 26 日に、EU の電磁場に関する新たな（理事会）指令（2013/35/EU）が公布された。EU 議会と EU 理事会は、長期間の交渉の結果として、電磁場から生ずる労働者の安全及び健康上のリスクを保護するための最低限度の要求事項に関する以前の理事会指令（2004/EC）を修正する包括的な提案を、2013 年 6 月 21 日に決定した。この指令には多くの要素が盛り込まれたが、主としてドイツ側の熱意によったものは、次のとおりである。

- リスクアセスメントの各段階をきちんと記録すること。
- 附属書における防護手段は、実質的に格上げされ、この指令のより実効性のある条項にできること。
- この指令の原案の段階では、様々な分野（MRI、軍事面、産業面）での適用除外が考えられていたが、最終的な指令ではこれらの適用除外は実際に除外が必要な限界的な分野に限定された。

現在、ドイツ労働社会問題省は、電磁場の障害から被雇用者を保護するための新しい規則（略称：EMFV）の原案を検討しているところであり、この規則によってドイツ国内で電磁場に関する EU の労働保健安全指令 2013/35 を実施する義務を実施することになる。この新しい規則は、労働保護法（Arbeitsschutzgesetz (ArbSchG)）に基づくもので、（騒音及び振動並びに人工光学放射のような）物理的影響に関する労働保健安全上の規則の概念を基礎としている。この規則の案は、電磁場に関連する職場でのすべての保健安全問題に関して労働社会問題省に助言する産業安全委員会で起草されており、2018 年末までに公布されるであろう。

	ドイツ語原文	英語訳	日本語訳
(5)	Gefahrstoffe, Gefahrstoffverordnung 26. November 2010	Hazardous substances Ordinance on protection against hazardous substances (Gefahrstoffverordnung - GefStoffV) 26, November 2010	有害物、 有害物からの保護規則、 2010 年 11 月 26 日

有害物からの保護規則は、従来の 2005 年の規則が大幅に改正されたものであるが、その理由は、EU 委員会規則 No. 1907/2006 (REACH) が 2007 年 6 月 1 日に施行されて、化学品の登録 (registration)、評価 (evaluation)、認可 (authorization) 及び制限 (restriction) に関する規制が実施された。また、EU 委員会規則 No. 1272/2008 (CLP Regulation ; 化学品及びその混合物の分類、表示 (ラベリング) 及び包装に関する規則) が、2009 年 1 月 20 日に施行された。これらの EU 委員会規則は、両方とも

EU 加盟各国対して直ちに効力を有することとなるものであって、EU 加盟各国の有害物質の規制に関する既存の規則にかなりな影響を及ぼすものである。ドイツのそれまでの有害物の管理に関する規則も大幅に改正されて、2010年11月26日から施行された。今回のこの規則の改正の中心は、第7条の規定：有害物の使用・取扱いを最少化すること、有害物をそうでないものに転換すること、防護手段の優先順位、ばく露アセスメントの実施：等である。また、第8条から11条までには、有害物を含有する物についての包装の保護手段の規定が盛り込まれている。これらの内容は、大部なものになるので、以下に、これらの条項のうち、「第6条 情報の収集及びリスクアセスメント」、「第7条 基本的な責務」に限ってこれらのポイントを紹介する。

なお、この規則 (Gefahrstoffverordnung 26. November 2010) に関連する法律として、**Gesetz zum Schutz vor gefährlichen Stoffen (Chemikaliengesetz; 略称 ChemG**; 英語表記では、**Act for protection against dangerous substances; 09/16/1980** 日本語訳では、「危険な物質から保護する法律」; 1980年9月16日制定、最終改正2014年6月20日) があって、その目的は、危険な物質及びその混合物の有害な影響から人々及び環境を保護し、特に人々にこれらの有害な影響を認識させ、その影響を避けさせ、及び防止することであると規定されている (同法第2条 目的)。同法の内容としては、EU加盟国間での化学物質の規制に関する法令の統一的立法及び施行 (化学物質の危険有害性に関する分類、表示及び包装に関することを含む。) 等に関するものであり、この規則の一定の条項違反 (第21条、22条及び24条) に対しては、同法の罰則に関する規定が適用される。

第6条 情報の収集及びリスクアセスメント

(1) 労働保護法第5条のリスクアセスメントの枠組みの一環として、事業者は、労働者が有害な物質の取扱いを含む活動を実施するかどうか、又はこれらの活動を行う間に、有害な物質が生ずるか、又は放出されるかどうかを証明 (*establish*) しなければならない。もしも、この場合がそうであるならば、事業者は、これらの活動から生ずる労働者の健康及び安全に対するすべてのリスクを (*事前に*) 評価し、このことを次の観点に関して実施しなければならない。

- 1 物理化学的な影響を含むその物質及び混合物の危険有害な性質
- 2 特に安全データシートにおける安全と健康の保護に関する、製造者又は市場に置くことについて法的に責任のある実在の情報
- 3 すべてのばく露経路を考慮に入れたばく露の性質及び程度
- 4 代替品の可能性
- 5 作業設備及び有害物の量を含む作業条件及びプロセス
- 6 ばく露限界値及び生物学的ばく露限界値
- 7 講ぜられるか、又は講ぜられるべき防護手段の効率
- 8 職業上の保健措置に関する規則 (*the Ordinance on Occupational Health Care*) に従った予防的な医学検査から得られた知識

(第2項以下省略)

第7条 基本的な責務

- (1) 事業者は、第6条に従ったリスクアセスメントが実施され、及び第4章に従った要求される防護手段が取られた後のみ、有害物の取り扱いを含む活動を開始することができる。
- (2) 有害物を含むすべての活動のための労働者の健康及び安全を保障するため、事業者は、労働保護法の下で、及び現在の(有害物からの保護)規則の下で、求められている手段を取らなければならない。事業者は、第20条第4項の下で公開される規約及び知識を考慮しなければならない。これらの規約及び知識が遵守されることによって、現在の規則の要求事項が満足され、正常な状況にあるとみなされなければならない。もしも、労働者の健康及び安全を保障するために他の手段が取られているならば、これらの規約及び知識からの逸脱があり得る。
- (第3項以下省略)

上記の条文のほか、この規則の全体の目次(英語版)は、次のとおりである。

Ordinance on protection against hazardous substances

Date of issue: 26/11/2010

Contents

Section 1

Objective, scope and definitions

§ 1 Objective and scope

§ 2 Definitions

Section 2

Hazardous substance information

§ 3 hazard characteristics

§ 4 classification, labeling and packaging

§ 5 Safety and other information requirements

Section 3

Risk assessment and basic obligations

§ 6 Information acquisition and risk assessment

§ 7 basic obligations

Section 4

Precautions

§ 8 General Precautions

§ 9 Additional safeguards

§ 10 Special protective measures for activities with carcinogenic, mutagenic and fertility-endangering hazardous substances

§ 11 Protective measures against physicochemical effects, particularly against fire and explosion hazards

§ 12 (repealed)

§ 13 malfunctions, accidents and emergencies

§ 14 Information and training of workers

§ 15 Cooperation of various firms

Section 5

Prohibitions and restrictions

§ 16 production and use restrictions

§ 17 National derogations from limitation schemes provided for in Regulation (EC) no. 1907/2006

Section 6

Enforcement arrangements and Committee on Hazardous Substances

§ 18 Notification of Authority

§ 19 Regulatory exemptions, arrangements and powers

§ 20 Committee on Hazardous Substances

Section 7

Administrative Offences and Crimes

§ 21 Chemicals Act - Listing

§ 22 Chemicals Act - activities

§ 23 (repealed)

§ 24 Chemicals Act - production and use restrictions

Annex I (to § 8 paragraph 8, § 11, paragraph 3)

Specific requirements for certain hazardous substances and activities

Annex II (to § 16 paragraph 2)

Special manufacture and use restrictions for certain substances, preparations and articles

Annex III (to § 11 paragraph 4)

Specific requirements for activities with organic peroxides

この規則の原典（ドイツ語版）の pdf ファイルのダウンロードは、次のウェブサイトからできる。）

http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/gefstoffv_2010/gesamt.pdf

また、英語版の pdf ファイルのダウンロードは、次のウェブサイトからできる。

<https://www.baua.de/EN/Topics/Work-design/Hazardous-substances/Working-with-hazardous-substances/pdf/Hazardous-Substances-Ordinance.pdf?blob=publicationFile&v=2>

	ドイツ語原文	英語訳	日本語訳
(6)	Biologische Arbeitsstoffe, Verordnung über Sicherheit und Gesundheitsschutz bei Tätigkeiten mit Biologischen Arbeitsstoffen (Biostoffverordnung -BioStoffV), 15.07.2013	Biological Agents, Regulation on safety and health at work with biological materials (Biostoffverordnung -BioStoffV) 07/15/2013	生物的因子、 職場における生物的物質による安全健康規則、 2013年7月15日

この規則の対象となる生物的因子には、すべての微生物（遺伝的に修飾され、人体に感染症の原因となる可能性があるか、又は感作性若しくはその他の有害な性質を有するものを含む。）があり、さらに、体内寄生虫、牛海綿状脳症（狂牛病）の原因物が含まれる。この規則の主要な規定は、関連する情報の収集、有害要因の事前評価、防護対策の決定、記録の保存等である。

この規則の目次（章名のみ）は、次のとおりである。

第1章 適用範囲、定義及びリスクのグループ別分類

第2章 リスクアセスメント

第3章 基本的な責務及び防護措置

第4章 認可及び届け出義務

第5章 施行のための整備及び生物的因子に関する委員会

第6章 行政的及び刑事的罰則並びに経過措置

附属書Ⅰ 生物的危険有害因子の記号

附属書Ⅱ 研究室及び同様な機関における、並びに実験動物施設における活動のための追加的な防護対策

附属書Ⅲ バイオテクノロジー施設における追加的な防護対策

（この規則の pdf ファイル(ドイツ語原典)のダウンロードは、次のウェブサイトからすることができる。）

http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/biostoffv_2013/gesamt.pdf

また、英語版のダウンロードは、次のウェブサイトからすることができる。）

http://www.gesetze-im-internet.de/englisch_biostoffv/index.html

	ドイツ語原文	英語訳	日本語訳
(7)	Anlagen und Betriebssicherheit, Betriebssicherheitsverordnung, 3. Februar 2015	Regulation on Safety and Health in the provision of work equipment (Ordinance on Industrial Safety) February 3, 2015	装置と安全、作業用機械器具の供給に当たっての安全衛生規則（略称：産業安全規則） 2015年2月3日

この規則は、作業用の機器の使用及び装置の操作のための労働安全衛生上の要求事項を含んでおり、（その規定は）すべての作業用の機器による危険有害要因に及んでいる。この規則の核心となる内容は、次のとおりである。

- 作業用機器の供与及び使用のための共通のリスクアセスメント
- 管理が求められる装置の操作のための安全性事前評価
- 他の規則等によって規定されていない場合における作業用機器の品質についての最小限の要求事項

この規則の目次（章のみ）は、次のとおりである。

第1章 適用範囲及び定義

第2章 リスクアセスメント及び防護対策

第3章 分類された装置についての追加的な規定

第4章 施行のための規則及び産業安全委員会

第5章 行政的及び経時的な罰則、最終規定

附属書Ⅰ 特定の作業用機器についての特別の要求事項

附属書Ⅱ 点検が求められるシステムの点検

附属書Ⅲ 特定の機器の点検

[この規則の pdf ファイル\(ドイツ語原典\)のダウンロードは、次のウェブサイトからすることができる。](http://www.gesetze-im-internet.de/betrstichv_2015/BetrSichV.pdf)

http://www.gesetze-im-internet.de/betrstichv_2015/BetrSichV.pdf

	ドイツ語原文	英語訳	日本語訳
(8)	Baustellensicherheit, Verordnung über Sicherheit und Gesundheitsschutz auf Baustellen (Baustellenverordnung - BaustellV)	Construction site safety, Regulation on safety and health at construction sites (Construction Site Ordinance - BaustellV)	建設現場での安全、建設現場安全規則、

建設現場における作業条件は、作業環境の変化を受けやすく、多くの危険有害要因があり、身体的な負荷が大きく、気象条件による

影響があり、また、時間的期限や工期の厳守というプレッシャーの下にある。

この規則は、このような建設現場における状況に対応するため、次の事項が盛り込まれている。

- 1 建設現場のための最小限の技術的要求事項
- 2 一定の高所で作業する臨時の労働者のための要求事項
- 3 建設工事の計画及び施工において、より良い連絡調整が行われることを通じて、安全性を向上させるための最小限の要求事項

この規則の目次は、次のとおりである。

- 第1条 目的、用語
- 第2条 作業実施計画
- 第3条 連絡調整
- 第4条 仕事の割り当て
- 第5条 雇用者の責務
- 第6条 その他の者の責務
- 第7条 違反行為及び罰則
- 第8条 施行期日
- 附属書 I (題名なし。)
- 附属書 II (題名なし。)

(この規則の原典 (ドイツ語版) の pdf ファイルのダウンロードは、次のウェブサイトからできる。)

<http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/baustellv/gesamt.pdf>

3 上記 2 で紹介した以外のドイツ労働社会問題省が制定、施行している法律及び規則の例示

これらは、次の表のとおりである。

ドイツ語原典での名称及びダウンロードできるウェブサイト	左欄の英語訳	左欄の日本語訳
Gesetz (法律)	law	法律
Gesetz über die Bereitstellung von Produkten auf dem Markt (Produktsicherheitsgesetz - ProdSG) ドイツ語版 : http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/prodsg_2011/gesamt.pdf 英語版 : https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_prodsg/index.html	Law on the supply of products on the market (Product Safety Act - ProdSG)	市場に生産物を供給することに関する法律 (略称: 製品安全法: ProdSG)
Gesetz zum Schutz vor gefährlichen Stoffen (Chemikaliengesetz - ChemG)	Act for protection against dangerous substances	有害な物質からの保護に関する法律 (略称: Chemicals Act -

https://www.gesetze-im-internet.de/chemg/ChemG.pdf	(Chemicals Act - ChemG)	ChemG)
Verordnung (規則)	Regulation	規則
Verordnung über Sicherheit und Gesundheitsschutz bei der Arbeit an Bildschirmgeräten (Bildschirmarbeitsverordnung -BildscharbV) https://www.ukb.uni-bonn.de/42256BC8002B7FC1/vwLookupDownloads/Bildschirmarbeitsverordnung.pdf/\$FILE/Bildschirmarbeitsverordnung.pdf	Regulation on Safety and Health at Work on display screen equipment (BildscharbV)	ビデオディスプレイワークステーション規則（略称：BildscharbV)

4 ドイツ法定災害保険 (DGUV) が制定した **Vorschrift** (規則、英語では **regulation**)

一般的には、個々の同業者労災保険組合 (BG) が、連邦労働社会問題省及び連邦保険庁の認可を得て、上記 3.1 (3) の③の趣旨によって制定するものであるが、2008 年のドイツの労災保険組合の近代化に関する法律の制定、施行を踏まえて、2012 年 1 月以降、ドイツ法定災害保険は、次の二つの規則 (次の①及び②) によって、傘下の同業者労災保険組合 (BG) における統一的な基準を定めて施行した。これらの規則の概要を、次に紹介する。

- ① DGUV Vorschrift 1 Grundsätze der Prävention ; (英語版では、DGUV Regulation 1 “Accident prevention regulation, Principles of prevention ” ; 予防の原則)

(ドイツ語版がダウンロードできるウェブサイト ;

<http://publikationen.dguv.de/dguv/pdf/10002/1.pdf>

英語版が入手できるウェブサイト ;

http://www.dguv.de/medien/inhalt/praevention/vorschriften_regeln/vorschrift_1_en.pdf)

- ② DGUV Vorschrift 2 Unfallverhütungsvorschrift, Betriebsärzte und Fachkräfte für Arbeitssicherheit;(英語版では、“Accident revention regulation Occupational physicians and OSH professionals” ; (産業医及び労働安全衛生専門職)

(ドイツ語版がダウンロードできるウェブサイト ;

<http://publikationen.dguv.de/dguv/pdf/10002/1.pdf>

(英語版 : DGUV Regulation 2 Accident prevention regulation, Occupational physicians and OSH professionals : がダウンロードできるウェブサイト ; http://www.dguv.de/medien/inhalt/praevention/vorschriften_regeln/regulation_2_en.pdf

この DGUV Vorschrift 1 は、労働災害防止規程の適用範囲、雇用者 (事業者) の基本的責務、法定災害保険の対象となった者の義務、職場における労働者の安全衛生の組織、労働災害防止規程の取消し、違反に対する罰則、施行期日等を定めている。これらの内容は、かなり大部になるので、DGUV がドイツ語原文と併せて公開している英語版の目次を次の (1) に掲げるとともに、“Chapter one: General provisions ” (第 1 部 一般規定) のうち、この英語版の第 1 条から第 3 条までを抜粋して、日本語に訳して次の (2) で紹介する。

また、この DGUV Vorschrift 2 の英語版は、産業医及び労働安全衛生専門職の任命、これらの者の資格要件、これらの者の活動の展開時間 (deployment times) の基準、活動状況の報告等を規定しているが、同様に大部のものであるので、その目次を次の (3) に掲げて、それらのうちの主要な条項を抜粋して、日本語に訳して次の (4) で紹介する。

(1) DGUV Vorschrift 1 の英語版目次

この全体の目次は、次のとおりである。

DGUV Vorschrift 1 の英語版目次
Contents
Chapter one: General provisions
Sec.1 Scope of application of accident prevention regulations
Chapter two: Employers' duties
Sec. 2 Employer's basic duties
Sec. 3 Assessment of working conditions, documentation requirements and duty to provide information
Sec. 4 Instruction of insured person
Sec. 5 Awarding of contracts
Sec. 6 Cooperation between several employers
Sec. 7 Ability to perform work
Sec. 8 Hazardous tasks
Sec. 9 Unauthorised access
Sec. 10 Inspection of the enterprise, orders issued by the German social accident insurance institutions and duty to provide information
Sec. 11 Action to be taken in the event of defects
Sec. 12 Access to rules and regulations
Sec. 13 Transfer of duties
Sec. 14 Exemptions
Chapter three: Insured persons' duties
Sec. 15 General support duties and conduct
Sec. 16 Special support duties
Sec. 17 Use of installations, work equipment and materials
Sec. 18 Unauthorised access
Chapter four: Organisation of safety and health of workers at work
Part one: Supervision by OSH professionals and occupational physicians, safety delegates
Sec. 19 Appointment of OSH professionals and occupational physicians
Sec. 20 Appointment and tasks of safety delegates
Part two: Measures in respect of special hazards

Sec. 21 Employer's general duties
 Sec. 22 Emergency measures
 Sec. 23 Measures to counter the influence of weather
 Part three: First aid
 Sec. 24 Employer's general duties
 Sec. 25 Necessary equipment and facilities
 Sec. 26 Number and training of first aiders
 Sec. 27 Number and training of in-house paramedics
 Sec. 28 Insured persons' support duties
 Part four: Personal protective equipment
 Sec. 29 Provision
 Sec. 30 Use
 Sec. 31 Special instruction
 Chapter five: Regulatory offences
 Sec. 32 Regulatory offences
 Chapter six: Rescission of accident prevention regulations
 Sec. 33 Rescission of accident prevention regulations
 Chapter seven: Coming into force
 Sec. 34 Coming into force
 Annex 1: Re. Section 2(1) Government regulations concerning occupational safety and health
 Annex 2: Re. Section 26(2) Preconditions for authorisation as an institution for (continuing) training in first aid

(2) 英語版 DGUV Vorschrift 1 の第 1 条から第 3 条までを抜粋した日本語仮訳
 次のとおりである。

DGUV Vorschrift 1 の英語版	左欄の日本語仮訳
Sec. 1 Scope of application of accident prevention regulations ● Accident prevention regulations apply to employers and insured persons ¹ as well as to employers and employees from foreign enterprises who perform work in Germany but are not covered by a German social accident insurance	第 1 条 労働災害防止規程の適用範囲 ● 労働災害防止規程は、雇用者（事業者）、保険に加入した者並びにドイツ国内で仕事を行うが、ドイツの社会災害保険でカバーされていない外国企業の雇用者（事業者）及び被雇用者（労働者）、そして保険の対象となり、企業内又は企業に従事

<p>institution; and in cases where insured persons work in or for the enterprise but are covered by a different social accident insurance institution.</p> <ul style="list-style-type: none"> ● In the case of employers with insured persons as defined in Section 2(1)8(b) of Part VII of the German Social Code, this accident prevention regulation shall not apply for the “inneren Schulbereich” 	<p>し、異なる社会災害保険でカバーされている場合に、適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ドイツ社会法典第7編第2条第1項8(b)で定義されているように保険の対象となる者を有する雇用者（事業者）の場合には、この労働災害防止規程は、内部の教育には適用しない。
<p>Sec. 2 Employer’s basic duties</p> <p>(1) The employer shall take the measures necessary to prevent occupational accidents, occupational disease and work-related health risks and to ensure effective first aid. The measures to be taken are specified in more detail in, particularly, government regulations concerning occupational safety and health (Annex 1), this accident prevention regulation and in other accident prevention regulations. The measures prescribed by government legislation are also intended to protect insured persons who are not employees.</p> <p>(2) The employer shall base the measures to be taken in accordance with (1) above on the general principles set out in Section 4 of the German Act on Occupational Safety and Health (Arbeitsschutzgesetz) and, primarily, the rules and regulations issued by the government and the German social accident insurance institutions.</p> <p>(3) The employer shall plan, organise, implement and, where necessary, adapt to altered circumstances the measures specified in (1) above in accordance with the provisions of Section 3(1), Sentences 2 and 3 and Section 3(2) of the Act on Occupational Safety and Health.</p> <p>(4) The employer must not issue any instructions that are detrimental to safety.</p> <p>(5) The employer shall not require the insured persons to bear the costs of measures taken in accordance with this accident prevention regulation or any other accident prevention</p>	<p>第2条 雇用者（事業者）の基本的義務</p> <p>(1) 雇用者（事業者）は、労働災害、職業性疾病及び作業中の健康リスクを防止し、及び効果的な救急措置にを保障するために必要な対策を講じなければならない。講ずべき対策は、より詳細には、特に労働安全衛生に関する政府の規則（附属書I）、この労働災害防止規程及びその他の労働災害防止に関する規則の中でより詳細に記載されている。政府の規則で規定されている対策は、さらに被雇用者（労働者）でない保険対象者を保護することも意図されている。</p> <p>(2) 雇用者（事業者）は、講ずべき対策を、ドイツの労働保護法の第4条で設定されている一般原則に適合して、第一義的には原則として政府及びドイツ法定災害保険機関によって公布される規制及び規則に基づくものとしなければならない。</p> <p>(3) 雇用者（事業者）は、労働保護法第3条第1項、第2文及び第3文及び同条第2項の規定によって特定された対策を、計画し、組織し、実行し、及び必要な場合には、変化した状況に適応させなければならない。</p> <p>(4) 雇用者（事業者）は、安全に有害ないかなる指示も発してはならない。</p> <p>(5) 雇用者（事業者）は、雇用者（事業者）が遵守しなけれ</p>

<p>regulations with which the employer must comply.</p>	<p>ばならないこの労働災害防止規程又はいかなる他の労働災害防止規程に適合して講じた対策のコストを負担することを被保険者に対して要求してはならない。</p>
<p>Sec. 3 Assessment of working conditions, documentation requirements and duty to provide information</p> <p>(1) The employer shall conduct an assessment, in accordance with Section 5(2) and (3) of the Act on Occupational Safety and Health, of the risks faced by the insured persons in connection with their work in order to determine which of the measures referred to in Section 2(1) are necessary.</p> <p>(2) The employer shall review risk assessments particularly whenever there is a change in the safety and health conditions at the workplace.</p> <p>(3) In accordance with Section 6(1) of the Act on Occupational Safety and Health, the employer shall document the result of the risk assessment described in (1) above, the measures specified by the employer and the result of the effectiveness monitoring of said measures.</p> <p>(4) On request, the employer shall provide the social accident insurance institution with all of the information available concerning the occupational safety and health measures taken in the enterprise. (5) In the case of persons who work in companies to provide assistance in the event of an accident or civil protection services and who do so without pay, the employer responsible for such persons must take measures equivalent to those specified in (1) to (4) above.</p>	<p>第3条 作業条件のアセスメント（事前評価）、要求される書類及び情報提供の義務</p> <p>(1) 雇用者（事業者）は、労働保護法第5条（2）及び（3）に従って、第2条（1）に関連する対策のどれが必要かを決定するために、被保険者が仕事に関連して直面するリスクに関して評価を行わなければならない。</p> <p>(2) 雇用者（事業者）は、特に職場の安全衛生状態の変化があったときはいつでも、リスクの評価結果を再評価しなければならない。</p> <p>(3) 労働保護法第6条（1）に従って、雇用者（事業者）は、上記（1）で規定されたリスクアセスメントの結果、雇用者（事業者）がによって特定された対策及びその対策の効果の監視の結果を文書化しなければならない。</p> <p>(4) 要求に応じて、雇用者（事業者）は、法定災害保険機関に対して、企業内で講ぜられた労働安全衛生対策に関する利用できる情報を提供しなければならない。</p> <p>(5) 企業内で事故の対応に当たる者又は市民への防護サービスのために無償で働く者である場合は、そのような者に責任のある雇用者（事業者）は、上記の（1）から（4）で特定された対策と同様な対策を講じなければならない。</p>

(3) DGUV Vorschrift 2 の英語版目次

この全体の目次は、次のとおりである。

<p>DGUV Vorschrift 2 の目次</p>
<p>Part one General provisions</p>

Sec.1 Scope
Sec. 2 Appointment
Sec. 3 Expertise in occupational medicine
Sec. 4 Safety expertise
Sec. 5 Reports
Part two Transitional provisions
Sec. 6 Transitional provisions
Part three Entry into force and expiry
Sec. 7 Entry into force and expiry
Annex 1 (to Section 2(2))
Standard supervision by occupational physicians and OSH professionals in enterprises with 10 or fewer employees
Annex 2 (to Section 2(3))
Standard supervision by occupational physicians and OSH professionals in enterprises with more than 10 employees
Annex 3 (to Section 2(4))
Alternative, demand-based supervision by occupational physicians and OSH professionals in enterprises with up to (to be inserted by the social accident insurance institution, max. 50)... employees
Annex 4 (to Section 2(4))
Alternative, demand-based supervision by competence centres' occupational physicians and OSH professionals in enterprises with 10 or fewer employees

(4) 英語版 DGUV Vorschrift 2 の第 1 条から第 5 条までを抜粋した日本語仮訳
次のとおりである。

DGUV Vorschrift 2 の英語版抜粋	左欄の日本語仮訳
Part one General provisions	第 1 部 一般規定
Sec. 1 Scope This accident prevention regulation defines in more detail the measures to be taken by employers in order to fulfil their duties as per the “Gesetz über Betriebsärzte,	第 1 条 適用範囲 この労働災害防止規程は、「産業医、安全技師及びその他の安全衛生専門員に関する法律」による事業者の義務を満たす遂行するために、事業者によって講ぜられるべき必要な対策を詳細に定め

Sicherheitsingenieure und andere Fachkräfte für Arbeitssicherheit”, also known as the “Arbeitssicherheitsgesetz” (German Act on Occupational Physicians, Safety Engineers and other OSH Professionals/Occupational Safety Act).

Sec. 2 Appointment

- (1) Employers must appoint, in writing and in accordance with the following provisions, occupational physicians and OSH professionals to perform the tasks described in Sections 3 and 6 of the “Arbeitssicherheitsgesetz”. On request, employers must provide the social accident insurance institution with evidence of how the obligation described in the previous sentence (sentence 1) has been met.
- (2) In the case of enterprises with 10 or fewer employees, the scope of the supervision provided by occupational physicians and OSH professionals must be as described in Annex 1.
- (3) In the case of enterprises with more than 10 employees, the provisions set out in Annex 2 apply.
- (4) Notwithstanding (2) and (3) above, employers can choose an alternative form of supervision, in accordance with Annex 3 or 4, provided they are actively involved in the company operations and the number of employees is no more than .. (insert specific provisions for social accident insurance institution in question; Annex 3: Maximum 50; Annex 4: 10).
- (5) The number of employees must be calculated based on annual averages; the threshold values specified in (2), (3) and (4) above must be calculated in accordance with Section 6(1), Sentence 4 of the “Arbeitsschutzgesetz” (German Occupational Safety and Health Act).
- (6) In individual cases, the social accident insurance institution can allow deviations from (2), (3) and (4) above,

る。

第2条 任命

- (1) 事業者は、産業医、安全技師及びその他の安全衛生専門員に関する法律第3条及び第6条で規定された職務を実行するために、次の規定に適合する産業医及び安全衛生専門職を書面により任命しなければならない。要求された場合には、雇用者（事業者）は、法定災害保険機関に対して第1項の規定がどのように適合されているか証拠となるものを提示しなければならない。
- (2) 10人以下の被雇用者（労働者）を有する企業の場合には、産業医及び安全衛生専門職によって行われる管理の範囲は、**附属書1**で規定されているとおりでなければならない。
- (3) 10人を超える被雇用者（労働者）を有する企業の場合には、この規定は、**附属書2**が適用される。
- (4) 上記の第2項及び第3項にかかわらず、雇用者（事業者）は、産業医及び安全衛生専門職が企業の運営の中で活動的に参画され、及び被雇用者（労働者）の数が（問題となる社会的な災害保険機関についての特別な規定を挿入する。；**附属書3**では最大で50人、**附属書4**では最大10人）以内である場合には、附属書3又は4に適合して、代替的な管理の形態を選択することができる。
- (5) 被雇用者（労働者）の数は、年間平均で算定されなければならない；上記の第2項、第3項及び第4項で特定される閾値は、労働保護法第6節第1項第4文に適合して算定されなければならない。
- (6) 個々のケースにおいては、社会的な災害保険機関は、その企業における事故及び健康に対する事故の危険及び有害な

<p>with the consent of the authority responsible as defined in Section 12 of the “Arbeitssicherheitsgesetz”, provided the accident and health hazards in the enterprise differ from the average and the deviations do not prejudice the employees’ safety. Enterprises of the same type should be used as a benchmark.</p>	<p>危険が平均と異なり、その逸脱が被雇用者（労働者）の安全を害しない場合には、労働保護法第 12 条で定義される権限のある機関の同意により、上記の第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定からの逸脱を認容することができる。同様なタイプの企業は、単一の指標として用いることができる。</p>
<p>Sec. 3 Expertise in occupational medicine The employer can deem physicians to have the necessary expertise in occupational medicine if they provide evidence of their entitlement to use the following titles:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. practitioner of “Arbeitsmedizin” or 2. practitioner with an additional qualification in “Betriebsmedizin”. 	<p>第 3 条 産業医学における高度の専門的知識 雇用者（事業者）は、次の称号を使用する資格を与えられていることの証拠を提示すれば、その内科医については、労働医学における必要な高度の専門的知識を有するものとみなすことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 労働医学の開業医 又は 2 産業医学における追加的な資格証明書を持つ開業医
<p>Sec. 4 Safety expertise</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) The employer can deem OSH professionals to have the necessary safety expertise if they meet the requirements set out in (2) to (5) below. (2) “Sicherheitsingenieure” meet the requirements if they <ol style="list-style-type: none"> 1. are entitled to use the professional title of “Ingenieur” or have obtained a Bachelor or Master degree in engineering, 2. afterwards worked as an engineer for at least two years and 3. have successfully completed a training course run by the government or social accident insurance institutions or a training course recognised by the government or by social accident insurance institutions and delivered by another training provider. Safety engineers who are entitled by virtue of a qualification from a university/university of applied sciences to use the professional title “Sicherheitsingenieur” and have worked as an engineer for one year also meet the requirements. 	<p>第 4 条 安全に関する高度の専門的知識</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 雇用者（事業者）は、労働安全衛生専門家が、次の (2) から (5) に設定されている必要条件に適合しているならば、彼等が必要な安全に関する高度の専門的知識を有するものとみなすことができる。 (2) 安全技師は、次の必要条件に適合していること、 <ol style="list-style-type: none"> 1 エンジニアとしての専門家の称号を使用する権利を与えられていること又は工学における学士又は修士の学位を得ていること。 2 その後、エンジニアとして少なくとも 2 年間働いていること、そして、 3 政府若しくは社会的災害保険の運営する訓練課程又は政府若しくは社会的災害保険が認定した他の訓練機関が提供している訓練課程を修了していること。 安全技師で、大学又は応用科学理学の大学から、専門家としての安全技師の称号を使用する権利を与えられ、さらに 1 年間エンジニアとして働いた者も、この要求事項に適合する。

(3) Persons who have equivalent qualifications can also serve as safety engineers.

(4) “Sicherheitstechniker” meet the requirements if they have

1. passed an examination to become a “staatlich anerkannter Techniker”,

2. afterwards worked as a technician for at least two years and

3. successfully completed a training course run by the government or social accident insurance institutions or a training course recognised by the government or by social accident insurance institutions and delivered by another training provider.

Persons who have not taken the “staatlich anerkannter Techniker” examination but have worked as a technician for at least four years and have successfully completed a training course run by the government or social accident insurance institutions or a training course recognised by the government or by social accident insurance institutions and delivered by another training provider also meet the requirements.

(5) “Sicherheitsmeister” meet the requirements if they have

1. passed the “Meister” examination,

2. afterwards worked as a “Meister” for at least two years and

3. successfully completed a training course run by the government or by social accident insurance institutions or a training course recognised by the government or by social accident insurance institutions and delivered by another training provider.

(3) 同等の能力を有する者もまた、安全技師として勤務できる。

(4) 安全技術者は、次の要件を具備すれば、要求事項に適合している。

- 1 国家が認定する技術者となるための試験に合格したこと、

- 2 その後、少なくとも2年間働いていること
そして、

- 3 政府若しくは社会的災害保険機関の運営する訓練課程又は政府若しくは社会的災害保険機関が認定した他の訓練機関が提供している訓練課程を修了していること。

国家が認定する技術者の試験合格者でなくとも、技術者として少なくとも4年以上働いており、政府若しくは社会的災害保険機関の運営する訓練課程又は政府若しくは社会的災害保険機関が認定した他の訓練機関が提供している訓練課程を修了していること。

(5) 安全に関してマイスターの称号を持つ者は、もし、

- 1 マイスターの試験に合格して、

- 2 その後、少なくとも2年間マイスターとして働いており、

- 3 そして、政府若しくは社会的災害保険の運営する訓練課程又は政府若しくは社会的災害保険が認定した他の訓練機関が提供する訓練課程を修了していれば、この要求事項に適合する。

<p>Persons who have not taken the “Meister” examination but have worked as a “Meister” or in an equivalent role for at least four years and have successfully completed a training course run by the government or by social accident insurance institutions or a training course recognised by the government or by social accident insurance institutions and delivered by another training provider also meet the requirements.</p> <p>(6) The training course required by (2), (4) and (5) above comprises training level I (foundation training), training level II (advanced training), training level III (field-specific training) and a work placement. Training level III includes the following topics: (Insert the specific provisions of the social accident insurance institution in question)</p> <p>(7) If an OSH professional who has completed training level III (field-specific training) as specified by one social accident insurance institution moves to an industry for which a different social accident insurance institution is responsible, the employer must ensure that the OSH professional gains the necessary field-specific knowledge through continuing training. The social accident insurance institution decides what continuing training is necessary, taking into account the content of its training level III.</p>	<p>マイスター試験に合格していなくとも、少なくとも4年間、マイスター又は同等の役割で働いた者で、政府若しくは社会的災害保険の運営する訓練課程又は政府若しくは社会的災害保険が認定した他の訓練機関が提供している訓練課程を修了していれば、この要求事項に適合する。</p> <p>(6) 上記の第2項、第4項及び第5項で要求される訓練課程は、レベルⅠの訓練課程（基礎訓練）、レベルⅡの訓練課程（上級訓練課程）、レベルⅢの訓練課程（実地特別訓練課程）及び現場配置から構成されるものである。レベルⅢの訓練課程は、次の課題（個別の社会的災害保険の特別の規定を挿入する。）を含むものである。</p> <p>(7) もしも、ある労働安全衛生専門家が、一つの社会的災害保険機関が特定したとおりレベルⅢ（現場特別訓練）を修了して、異なる社会的災害保険機関が責任を有するある産業に移動したとすれば、その雇用者（事業者）は、その労働安全衛生専門家が、継続した訓練を通じて必要な現場特別訓練の知識を得たことを保障しなければならない。社会的災害保険機関は、そのレベルⅢの訓練の内容を考慮して、どのような継続訓練が必要であるかを決定しなければならない。</p>
<p>Sec. 5 Reports</p> <p>The employer must require the occupational physicians and OSH professionals appointed as per Section 2 of this accident prevention regulation to provide regular written reports describing the performance of the tasks assigned to them. The reports must also provide information on how the occupational physicians and OSH professionals have collaborated.</p>	<p>第5条 報告</p> <p>雇用者（事業者）は、この労働災害防止規程の第2条により任命した産業医及び労働安全衛生専門家に対して、彼等に課された業務の実行状況を記載した書面の報告を定期的に提供することを求めなければならない。この報告は、産業医及び労働安全衛生専門家がどのように協力したかに関する情報をも提供しなければならない。</p>
<p>Part two</p>	<p>第2部</p>

Transitional provisions (以下略)	経過規定 (以下略)
Part three Entry into force and expiry (以下略)	第3部 施行期日 (以下略)

(5) DGUV Vorschrift 2 の Annex 1 (to Section 2(2)) ; 第2条第2項に附属するもの)の英語版抜粋の日本語訳
次のとおりである。

DGUV Vorschrift 2 の Annex 1 (to Section 2(2))の英語版抜粋	左欄の日本語仮訳
Standard supervision by occupational physicians and OSH professionals in enterprises with 10 or fewer employees	10人以下の被雇用者（労働者）を持つ企業における産業医及び労働安全衛生専門家の標準的な管理
The nature and scope of the supervision provided by occupational physicians and OSH professionals are based on the hazards to employees' safety and health in the enterprise and the tasks defined in Sections 3 and 6 of the "Arbeitssicherheitsgesetz".	産業医及び労働安全衛生専門家による管理の本質及び適用範囲は、その企業における被雇用者（労働者）の安全及び健康に関する危険有害要因そして産業医、安全技師及びその他の安全衛生専門員に関する法律第3条及び第6条で規定された職務に基づいている。
The supervision provided by occupational physicians and OSH professionals consists of basic supervision and company-specific supervision . The two can be combined.	産業医及び労働安全衛生専門家によって供与される管理は、基本的管理及び会社特有の管理からなる。この二つは結合させることができる。
Basic supervision involves providing support with – the writing and/or – the updating of the risk assessment.	基本的な管理は、次の事項についての支援を含んでいる。 ーリスクアセスメントを文書で記述すること。 ーリスクアセスメントを見直して最新のものにすること。
Both occupational physicians' and OSH professionals' expertise is required for the purposes of basic supervision. This requirement can be met by means of the first advisor consulting the expertise of the other.	産業医及び労働安全衛生専門家の両方の高度な専門的能力は、基本的な管理の目的のために求められている。この要求は、前者の助言者が他の者の高度の専門的能力に相談するという手段で満たされる。
The basic supervision must be repeated whenever the working conditions change significantly but no later than after ... years:	基本的な管理は、労働条件に重要な変更がある場合にはいつでも繰り返されなければならないが、それは……年以内でなければなら

(Insert specific provisions of the social accident insurance institution in question, using the “Orientierungshilfe für die Einordnung der Branche/Berufsgenossenschaft in die Gruppen I, II und III der betriebsärztlichen und sicherheitstechnischen Betreuung” (Guide to classifying industries/social accident insurance institutions into groups I, II or III for supervision by occupational physicians and OSH professionals), drawn up by the “OSH organisation” expert committee: Group I: max. 1 year; group II: max. 3 years; group III: max. 5 years)

These provisions do not affect the intervals for occupational medical examinations.

The risk assessment consists of systematic identification and evaluation of relevant hazards to employees. Appropriate occupational safety and health measures must be determined on the basis of the risk assessment. The effectiveness of the risk assessment and the measures taken must be monitored and, where necessary, the assessment and measures must be adapted to any changes in circumstances.

Ad hoc supervision

In special cases, employers are obliged to use the supervision services of an occupational physician or an OSH professional with industry-specific expertise when dealing with safety and health matters.

Examples of special cases in which supervision by the occupational physician and the OSH professional is required are:

- planning, installation and modification of plant,
- introduction of new work equipment that results in

らない。

(個々の社会的災害保険機関が、産業医及び労働安全衛生専門家による管理のために、労働安全衛生組織の専門委員会が区分した産業/社会的災害保険機関をグループ I、グループ II 及びグループ III に分類するガイドライン: グループ I では最大 1 年、グループ II では最大 3 年、グループ III では最大 5 年を使って、ここに個別の規定を挿入する。)

これらの規定は、労働衛生上の医学検査の間隔には影響しない。

リスクアセスメントは、被雇用者（労働者）に対する関連する危険有害要因の系統的な同定及び評価から構成される。適切な労働安全衛生対策は、このリスクアセスメントの結果を基礎として決定されなければならない。リスクアセスメント及び講ぜられる対策の効果は、点検され、必要な場合にはそのリスクアセスメント及び対策は、状況のいかなる変化にも適合されなければならない。

臨時の管理

特別な場合には、雇用者（事業者）は、安全及び健康の問題を取り扱うときに、産業事情に特別に精通している産業医又は労働安全衛生専門家の管理サービスを使うことが義務付けられている。

この産業医又は労働安全衛生専門家による管理が要求される特別の例は、次のものである。

- 装置の計画、設置及び修正
- 潜在的なリスクを増加させる結果になる新たな作業装置の導入

<p>increased risk potential, – significant change to working practices, – introduction of new working practices, – design of new workstations and work processes, – introduction of new (hazardous) substances that result in increased risk potential, – provision of advice to employees concerning special accident and health risks at work, – investigation of accidents and occupational diseases, – preparation of emergency and alarm plans. (以下略)</p>	<p>—作業実施方法の大幅な変更 —新たな作業方法の導入 —潜在的なリスクを増加させる結果となる新たな（危険有害な）物質の導入 —作業における特別な事故及び健康へのリスクに関する被雇用者（労働者）に対する助言の供与 —事故及び職業性疾病に関する調査 —緊急及び警報計画の準備 （以下略）</p>
--	---

(6) DGUV Vorschrift 2 の Annex 2 (to Section 2(3)) ; 第 2 条第 3 項)の英語版抜粋の日本語訳
次のとおりである。

<p>DGUV Vorschrift 2 の Annex 2 (to Section 2(3))の英語版抜粋</p>	<p>左欄の日本語仮訳</p>
<p>Standard supervision by occupational physicians and OSH professionals in enterprises with more than 10 employees</p>	<p>10 人を超える企業における産業医又は労働安全衛生専門家による標準的な管理</p>
<p>1. General provisions</p>	<p>1 一般規定</p>
<p>The nature and scope of the supervision provided by occupational physicians and OSH professionals are based on the hazards to employees’ safety and health in the enterprise and the tasks defined in Sections 3 and 6 of the “Arbeitssicherheitsgesetz”.</p>	<p>産業医及び労働安全衛生専門家による管理の本質及び適用範囲は、その企業における被雇用者（労働者）の安全及び健康に関する危険有害要因そして産業医、安全技師及びその他の安全衛生専門員に関する法律第 3 条及び第 6 条で規定された職務に基づいている。</p>
<p>The supervision provided by occupational physicians and OSH professionals consists of basic supervision and company-specific supervision.</p>	<p>産業医及び労働安全衛生専門家によって提供される管理は、基本的管理及びその会社特有の管理から構成される。</p>
<p>The employer must determine and assign the tasks to be performed by the occupational physicians and the OSH professionals and agree the tasks in writing with them, based on the enterprise’s needs, with the assistance of the workplace representatives (e.g. in accordance with the “Betriebsverfassungsgesetz” (Works Constitution Act)) and</p>	<p>雇用者（事業者）は、産業医及び労働安全衛生専門家により実施される業務を決定し、及び割り当て、そして、企業の必要性及び職場代表者の助言（すなわち、作業基本法に適合して）に基づき、産業医、安全技師及びその他の安全衛生専門員に関する法律第 9 条第 3 項を参考として、彼等に彼らが行う業務に書面で同意しなければならない。</p>

with reference to Section 9(3) of the “Arbeitssicherheitsgesetz”.

The tasks involved in basic supervision, which is required in all enterprises and defined in Section 2 of this annex, are explained in more detail in Schedule 3. The scope of the basic supervision provided is calculated on the basis of the deployment times, which apply to all enterprises and are given in Section 2 of this annex.

The second component of the overall supervision is the company-specific supervision, for which the tasks are defined in Section 3 of this annex and described in more detail in Schedule 4. The employer determines and regularly reviews the relevance and scope of the company-specific part of the supervision, in accordance with Section 3 of this annex.

The employer must obtain the advice of the occupational physician and the OSH professional when determining the basic supervision and the company-specific part of the supervision.

The employees must be informed as to the type of supervision provided by the occupational physicians and OSH professionals and the occupational physician and OSH professional they should consult.

Occupational medical examinations must be included in the company-specific supervision deployment times, not those for basic supervision.

Travel time cannot be included as deployment time.

Measures taken and the results of the services performed must be documented in the periodic reports required from the

全ての企業において、この附属書の第2条において定義される基本的な管理を内容とする、この業務は、別表3で更なる詳細が説明される。供与される基本的な管理の適用範囲は、全ての企業に適用され、そしてこの附属書の第2条において与えられる活動の展開時間を基本として算定される。

第2の総括的管理の構成要素は、この附属書の第3条において定義され、及び別表4においてより詳細に規定される会社特有の管理である。

雇用者（事業者）は、この附属書の第3条に適合して、管理の関連する、そして会社特有の部分の適用範囲を決定し、及び定期的に見直す。

雇用者（事業者）は、基本的な管理及び会社特有の管理の部分を決定的なときは、産業医及び労働安全衛生専門家の助言を得なければならない。

被雇用者（労働者）は、産業医及び労働安全衛生専門家によって提供される、及び彼等が相談しなければならない産業医及び労働安全衛生専門家についての情報を与えられなければならない。

労働衛生上の医学的検査は、基本的管理の活動の展開時間ではなく、会社特有の管理の活動の展開時間に含まなければならない。

旅行時間は、活動の展開時間に含まれてはならない。

講ぜられた対策及び実施されたサービスの結果は、産業医及び労働安全衛生専門家からの要求及びこの規則の第5条に適合して、

<p>occupational physician and the OSH professional in accordance with Section 5 of this regulation.</p>	<p>定期的な報告の中で文書化されなければならない。</p>																
<p>2. Basic supervision</p>	<p>2 基本的管理</p>																
<p>There are three different groups for basic supervision, each of which has fixed total deployment times for the combined hours worked by the occupational physician and the OSH professional. Enterprises are assigned to one of the supervision groups based on their industrial classification, as shown in Section 4 of this annex. The following deployment times (in hours per employee and year) are required for basic supervision:</p>	<p>基本的管理については、3つの異なるグループがあって、それぞれは、産業医及び労働安全衛生専門家によって働かれた合計した時間としての合計活動展開時間として固定されている。企業は、この附属書の第4条に示されているように、彼等の産業の分類に基づいた管理グループの一つが割り当てられている。次の活動展開時間（一人当たりの被雇用者（労働者）及び年間当たりの時間として）が、基本的な管理に要求されている。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>Group I</th> <th>Group II</th> <th>Group III</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Deployment time (hrs/year per employee)</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>		Group I	Group II	Group III	Deployment time (hrs/year per employee)	2.5	1.5	0.5	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>グループ I</th> <th>グループ II</th> <th>グループ III</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動展開時間（一人当たりの被雇用者（労働者）及び年間当たりの時間として）</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>		グループ I	グループ II	グループ III	活動展開時間（一人当たりの被雇用者（労働者）及び年間当たりの時間として）	2.5	1.5	0.5
	Group I	Group II	Group III														
Deployment time (hrs/year per employee)	2.5	1.5	0.5														
	グループ I	グループ II	グループ III														
活動展開時間（一人当たりの被雇用者（労働者）及び年間当たりの時間として）	2.5	1.5	0.5														
<p>The times must be divided between the occupational physicians and OSH professionals in such a way that each service provider is responsible for at least 20% of the basic supervision but no less than 0.2 hours/year per employee.</p>	<p>この時間は、産業医及び労働安全衛生専門家との間で、それぞれのサービスが少なくとも基本的な管理の20%で、しかし被雇用者（労働者）1人当たり0.2時間未満にならないようなやり方で、配分されなければならない。</p>																
<p>(Social accident insurance institution in question may insert specific figures; in Schedule 1, it can recommend that the total combined figure be divided into separate figures for the occupational physician and the OSH professional for specific types of company.)</p>	<p>（対象となる社会的災害保険機関は、別表1において、特別の数字を挿入してもよいし、特別のタイプの会社については、合計の連結した数字が産業医と労働安全衛生専門家とで分けられることを勧告することができる。）</p>																
<p>Basic supervision comprises the following areas of activity:</p>	<p>基本的管理は、活動の次の分野から構成される。</p>																
<p>1 Support with risk assessments (assessment of working conditions)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 リスクアセスメントへの支援（作業条件のアセスメント） 2 基本的な作業設計活動—作業環境に焦点を当てた予防活動 																

<p>2 Support with fundamental work-design activities – prevention activities focusing on the work environment</p> <p>3 Support with fundamental work-design activities – prevention activities focusing on individual behavior</p> <p>4 Support with the creation of a suitable structure and integration into managerial activities</p> <p>5 Investigation following events</p> <p>6 Provision of general advice to employers and managers, workplace representatives and Employees</p> <p>7 Documentation, obligatory reporting</p> <p>8 Involvement in enterprise meetings</p> <p>9 Self-organisation</p>	<p>3 基本的な作業設計活動—個別の行動に焦点を当てた予防活動</p> <p>4 適切な構造物の創造及び取り扱い活動の統合への支援</p> <p>5 次の (災害の原因分析、評価等の) 出来事に対する調査</p> <p>6 雇用者 (事業者)、管理者、作業場の代表者及び被雇用者 (労働者) への一般的な助言の供与</p> <p>7 文書化、義務的な報告</p> <p>8 企業の会合への参加</p> <p>9 (自己研さん等の) 自己組織</p>
<p>3. Company-specific part of the supervision</p>	<p>3 管理の会社特有の部分</p>
<p>The employer determines the company-specific supervision needed, using a procedure that takes into account the areas of activity listed below and trigger and effort criteria. In line with the procedure, the employer must regularly review all of the areas of activity to determine their relevance for supervision by the occupational physicians and OSH professionals, especially after significant changes. The areas of activity are:</p> <p>1 Regularly occurring company-specific accident and health hazards; human factor requirements for work design</p> <p>(The social accident insurance institution in question can provide specifics here; if the regularly occurring areas of</p>	<p>雇用者 (事業者) は、次に列挙する分野及び努力の歯止めと尺度を考慮に入れた手順を使って、必要な会社特有の管理を決定する。この手順に沿って、雇用者 (事業者) は、常に、産業医及び労働安全衛生専門家による管理のための関連性を決定するために、特に重要な変更の後では、行動の全ての分野を見直さなければならぬ。この行動の分野は、</p> <p>1 通常のこととして、起きている会社特有の事故及び健康障害：作業設計のためのヒューマンファクターの要求事項</p> <p>(対象となる社会的災害保険機関は、ここに特別のことを与え</p>

<p>activity are specific to this type of enterprise, the social accident insurance institution can recommend deployment times in Schedule 1. This does not apply to occupational medical examinations.)</p> <p>2 Changes to working conditions and organization</p> <p>3 External developments that have a specific influence on the situation in the enterprise</p> <p>4 Campaigns, programmes and activities in the enterprise Priority programmes, campaigns and support for health-promotion activities</p>	<p>てもよい。:もしも、通常起こっている行動の分野が、このタイプの企業に特有なものであるとすれば、その社会的災害保険機関は、別表1の活動展開時間を勧告することができる。これは、労働衛生上の医学的検査には適用しない。)</p> <p>2 作業条件及び組織に対する変更</p> <p>3 企業における事情に特定の影響を持つ外部の展開</p> <p>4 企業における優先性のある計画の中でのキャンペーン、計画及び行動、健康増進の行動のための支援</p>
<p>A method for determining the supervision required, using the trigger and effort criteria, is explained in detail in Schedule 4.</p> <p>To determine the duration and scope of the company-specific supervision, the employer must assess which tasks are necessary in the enterprise concerned and determine the effort required on the part of the occupational physician and the OSH professional to perform those tasks. On the basis of the determined required effort, the employer must determine in consultation and agree in writing with the occupational physician and the OSH professional the supervision services to be provided.</p>	<p>努力の歯止めと尺度を考慮に入れた手順を使って、要求される管理を決定するための一つの方法は、別表4に詳細に説明されている。</p> <p>会社特有の管理の機関と適用範囲を決定するために、雇用者（事業者）は、どちらの業務が企業で必要かを評価し、産業医及び労働安全衛生専門家が、彼等の業務を実施するための役割に関して要求される努力を決定しなければならない。決定され、要求された努力に基づき、雇用者（事業者）は、相談して、供与される管理サービスを、産業医及び労働安全衛生専門家と書面で合意しなければならない。</p>
<p>4. Assignment of enterprise types to supervision groups</p>	<p>4 企業のタイプから管理のグループへの割り当て</p>
<p>The following table shows how the enterprises are assigned to the groups for basic supervision, as described in Section 2 of this annex, based on the economic activity code.</p> <p>Extract for (insert name of social accident insurance institution) from the Classification of Economic Activities, 2008 issue (“WZ 2008”). A complete list for all of the social accident insurance institutions is kept at the German Social</p>	<p>次の表は、その経済行動準則に基づき、この附属書の第2条に規定されているように、どのようにして基本的な企業特有の管理のためのグループが割り当てられるかを示している。</p>

Accident Insurance (DGUV).	
----------------------------	--

(作成者注：上記の「4. Assignment of enterprise types to supervision groups」については、次に示したような詳細な表によって規定されているが、以下に抜粋して記載した以外の部分は省略する。)

Seq. no	WZ 2008 code	WZ 2008 category name (n.e.c. = not elsewhere classified)	Group I 2.5 h	Group II 1.5 h	Group III 0.5 h
1	A	SECTION A – AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHING			
64	01.5	Mixed farming		X	
459	24.1	Manufacture of basic iron, steel and ferro-alloys	X		

なお、産業医及び労働安全衛生専門家によるこれらのサービスについては、雇用者（事業者）は、産業医、安全技師及びその他の安全衛生専門員に関する法律第 19 条により、外部の超企業的な産業医学・安全衛生技術的サービス機関に委託することで対応してもよいことになっている。

(作成者注：産業医、安全技師及びその他の安全衛生専門員に関する法律)

「第 19 条【企業間サービス】

産業医および労働安全専門員を任用する雇用者の義務は、雇用者が第 3 条または第 6 条に基づく任務の実現を産業医又は労働安全専門員を有する企業間サービスに課すことによっても履行することができる。」

5 UVV のいくつかの例

以下に、今までに紹介した以外で、同業者労災保険組合が制定している UVV（労働災害防止規程）のいくつかの例について、名称、概要等を紹介する。

ドイツ語原文	左欄の英語訳	左欄の日本語訳及びこの UVV の概要
BGV A4 Arbeitsmedizinische Vorsorge (bisher VBG 100) vom 1. April 1993 1/ Fassung 1. Januar 1997	BGV A4 Occupational health care (formerly VBG 100) of 1 April 1993 1 / amended January 1, 1997	1993 年 4 月 1 日の BGV A4 健康管理（従来の VBG100）（1997 年 4 月 1 日改正） （概要） 有害な化学物質を取り扱う作業等の特定業務について、就業前、就業中又は離職

		後の健康診断の実施時期、項目等を規定したもの
Unfallverhütungsvorschrift „Elektrische Anlagen und Betriebsmittel“ (BGV A3)	Accident prevention regulation "Electrical systems and equipment" (BGV A3)	電気システム及び機器の災害防止規程 (概要) 電気機械設備の具備すべき要件、使用の基準等について規定したもの
BGV B2 Laserstrahlung (bisher VBG 93) vom 1. April 1988 in der Fassung vom 1. Januar 1993 1/ Fassung 1. Januar 1997	BGV B2 Laser radiation (previously VBG 93) in January from 1 April 1988, as amended from 1 January 1993 1 / version 1, 1997	1988年4月1日のBGV B2 レーザー照射 (従来のVBG 93) (1993年1月1日改正、1997年第1版) (概要) レーザー光線を使用している設備の具備すべき要件、使用の基準等について規定したもの
BGV D6 Durchführungsanweisungen vom Oktober 2000 zur Unfallverhütungsvorschrift Krane (bisher VBG 9) vom 1. Dezember 1974 in der Fassung vom 1. Oktober 2000	BGV D6 Implementing instructions October 2000 to accident prevention regulations cranes (previously VBG 9) from December 1, 1974 as amended from 1 October 2000	1974年12月1日の、クレーンに関する災害防止規程BGV D6 (従来のVBG 9) (2000年10月1日改正) (概要) クレーンの具備すべき要件、使用の基準等について規定したもの

VI 今までに紹介した以外の安全衛生機関、団体等の組織、活動等について

1 ドイツ連邦共和国労働安全衛生研究所 (Bundesanstalt für Arbeitsschutz und Arbeitsmedizin (BAuA) ; 英語では、Federal Institute for Occupational Safety and Health)

ドイツ連邦共和国労働安全衛生研究所は、公法に基づく研究所で、連邦労働社会問題省の直接の管理監督の下にある。その本部はドルトムントに、その支所はベルリン及びドレスデンに、野外の事務所はケムニッツに、展示施設 (The DASA Working World Exhibition) はドルトムントに、それぞれあり、全体で約600名の職員を擁している。

この研究所は、管理部門を除いて研究部門としては、次の6部がある (同研究所が公表している2015年8月現在の英語版の組織図から引用した。)。

第1部 Policy Issues and Programmes (政策及びプログラム)

第2部 Products and Work Systems (製品と作業システム)

第3部 Work and Health (作業と健康)

第4部 Hazardous Substances and Biological Agents (有害物質と生物的因子)

第5部 Federal Office for Chemicals (連邦化学物質事務所)

第6部 Transfer Management (技術移転管理)

なお、上記第5部にあるように、この研究所は、有害な化学物質から人及び環境を保護する国際的な活動 (EU の化学品に関する REACH (Registration, Evaluation, Authorisation of Chemicals) 規則への対応を含む。) についての法的な根拠を持つ組織的な対応の拠点でもある。

この研究所の組織図 (英語版) は、次のウェブサイトからダウンロードできる。

http://www.baua.de/en/About-BAuA/pdf/Organisation-Chart.pdf?_blob=publicationFile&v=24

この研究所は、労働安全衛生に関する連邦の主要な研究所として、安全と健康及び作業条件の人的な設計等、広い分野で連邦労働社会問題省に対して助言している。

2 国家労働安全衛生協議会

国家労働安全衛生協議会 (Nationale Arbeitsschutzkonferenz (略称; NAK, 英語では the National Occupational Safety and Health Conference (略称: NAK))は、連邦政府、州政府、労働安全衛生野分野での法的災害保険機関の間の協力関係を促進するために、設立されたものである。その目的は、労働安全衛生に関する長期的な視野に立った労働安全衛生対策の向上を促すことである。連邦労働社会問題省は、2009年から2010年まではこの協議会の議長を務めたが、それ以後同協議会の議長は、構成メンバーの輪番制になっている。

3 法定災害保険の3つの付属研究所

附属の労働安全衛生関係の3つの研究所が設置されており、これらの名称等は、次の表のとおりである。。

ドイツ語名	ウェブサイト	日本語訳	英語訳
● Institut für Arbeitsschutz der Deutschen Gesetzlichen Unfallversicherung (IFA)	http://www.dguv.de/ifa/index.jsp	ドイツ法定災害保険研究・試験研究所	● Institute for research and testing of the German Social Accident Insurance (IFA)
● Institut für Arbeit und Gesundheit der Deutschen Gesetzlichen Unfallversicherung (IAG)	http://www.dguv.de/iag/index-2.jsp	ドイツ法定災害保険労働及び健康研究所	● Institute for Work and Health of the German Social Accident Insurance (IAG)
● Institut für Prävention und Arbeitsmedizin der Deutschen	http://www.ipa.ru	ドイツ法定災害保険予防	● Research Institute for Prevention and Occupational

Gesetzlichen Unfallversicherung (IPA)	hr-uni-bochum.de/e/index.php	医学及び労働医学研究所	Medicine of the German Social Accident Insurance(IPA)
---------------------------------------	--	-------------	---

4 ドイツ産業医・工場医連盟

(Verband Deutscher Betriebs- und Werksärzte e. V. ; 略称: VDBW))

ドイツ工場医・産業医連盟（略称；VDBW）は、産業医学や労働衛生の分野で専門性の高い協会であり、ドイツ国内全体の約 3,000 名の医学を専門とする会員を 約 60 年にわたって代表してきており、その本部はカールスルーエ市にある。VDBW は、1949 年にレバークーゼン(ボン市、ケルン市の近郊)で設立され、現在ではドイツ全土のすべての産業医の約 1/3 を代表している。会員となっているのは、労働衛生の様々な分野で活動している者であり、また、規模の大きな多国籍企業、行政、企業におけるメディカルセンター等で勤務している医師等も多く会員となっている。VDBW は、毎年、ドイツ産業医大会を開催している。

VDBW の主な使命は、次のとおりである。

- 産業医、労働衛生の分野で熱心に活動している開業医、研究者等を結集すること。
- 労働衛生サービスの質を向上させること。
- 産業医及び関連する非医師である労働衛生専門職に対する能力の向上、産業医等としての資格を取得するための、及び継続的な教育訓練を行うこと。
- 予防医学の現場における仕事を医療機関における医学的ケアに融合させること。

5 ドイツ連邦労働安全衛生機関協会

Bundesarbeitsgemeinschaft für Sicherheit und Gesundheit bei der Arbeit)

労働社会問題省、連邦労働安全・労働医学研究所、州労働安全衛生及び安全技術委員会、州労働主務省、ドイツ経営者団体連合会（略称 BDA）、ドイツ労働総同盟（略称 DBG）、同業者労災保険組合中央会、ドイツ産業医・工場医連盟、ドイツ安全技術者連盟、大学等の高等教育機関等の 80 に及ぶ関係団体が加盟しており、①メンバー間の協力・情報交換の支援、②安全衛生意識の高揚、③地方活動の支援、④国際協力等を行っている。

6 ドイツ規格協会

(Deutsches Institut für Normung e. V. ; 略称 DIN)

1917年に設立され、ドイツ規格(強制力を有するものではない。)を制定しており、労働安全衛生に関する規格も策定している。

VII 法令名、機関名等のドイツ語原文

ドイツにおける労働安全衛生システム等に関して、より突っ込んだ情報収集を行う場合には、主な法令名、団体名等のドイツ語による表記、できればウェブサイトの所在が分かっていると便利であろう。そこで、これらに関して次の表にまとめて記載した。

1 機関名、団体名等

ドイツ語の名称の日本語訳	ドイツ語原文	ドイツ語の略称	名称の英語訳	website
ドイツ連邦共和国労働社会問題省	Bundesministerium für Arbeit und Soziales	BMAS	Federal Ministry of Labour and Social Affairs	ドイツ語版： http://www.bmas.de/DE/Startseite/start.html;jsessionid=A71946717C463A0E0EF1D2298A773E59 英語版： http://www.bmas.de/EN/Home/home.html
ドイツ連邦共和国法務・消費者保護省	Bundesministeriums der Justiz und für Verbraucherschutz.		German Federal Ministry of Justice and Consumer Protection	http://www.bmjv.de/DE/Startseite/startseite_metaNav_node.html
ドイツ連邦共和国労働安全衛生研究所	Bundesanstalt für Arbeitsschutz und Arbeitsmedizin	BAuA	Federal Institute for Occupational Safety and Health	http://www.baua.de/en/Homepage.html
ドイツ連邦共和国保険庁	Bundesversicherungsamt		German Federal (Social) Insurance Office	http://www.bundesversicherungsamt.de/
(州)営業監督局	Gewerbeaufsichtsamt	GAA		
州労働保護・産業医学・労働安全技術局	Landesamt für Arbeitsschutz, Arbeitsmedizin und Sicherheitstechnik	LfAS		
各州の労働安全衛生及び安全技術に関する委員会	Länderausschuß für Arbeitsschutz und Sicherheitstechnik	LASI		

ドイツ法定災害保険	Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung	DGUV	German Social Accident Insurance	http://www.dguv.de/de/Versicherung/index.jsp
ドイツ法定災害保険付属の労働安全・労働医学に関する3つの研究所	<ul style="list-style-type: none"> ● Institut für Arbeitsschutz der Deutschen Gesetzlichen Unfallversicherung (IFA) ● Institut für Arbeit und Gesundheit der Deutschen Gesetzlichen Unfallversicherung (IAG) ● Institut für Prävention und Arbeitsmedizin der Deutschen Gesetzlichen Unfallversicherung (IPA) 		<ul style="list-style-type: none"> ● Institute for research and testing of the German Social Accident Insurance (IFA) ● Institute for Work and Health of the German Social Accident Insurance (IAG) ● Research Institute for Prevention and Occupational Medicine of the German Social Accident Insurance (IPA) 	http://www.dguv.de/ifa/index.jsp http://www.dguv.de/iag/index-2.jsp http://www.ipa.ruhr-uni-bochum.de/e/index.php
同業者労災保険組合	Gewerbliche Berufsgenossenschaften	BG		
連邦労働安全衛生機関協会	Bundesarbeitsgemeinschaft für Sicherheit und Gesundheit bei der Arbeit			http://www.basi.de/
ドイツ産業医・工場医連盟	Verband Deutscher Betriebs- und Werksärzte e. V.	VDBW		https://www.vdbw.de/
ドイツ規格協会	Deutsches Institut für Normung e. V.	DIN		https://www.din.de/de
超企業的な産業医学・安全衛生技術的サービス機関	Überbetriebliche Dienste			

2 ドイツの法令名のドイツ語原文、日本語訳、英語訳、ダウンロードできるウェブサイト

ドイツ語の名称の日本語訳	ドイツ語原文	ドイツ語の略称	名称の英語訳	Website(特記しない限りドイツ語版を示す。)
ライヒ保険法	Reichsversicherungsordnung			http://www.gesetze-im-internet.de/rvo/
営業法	Gewerbeordnung			https://www.gesetze-im-internet.de/gewo/
産業医、安全技師その他労働安全専門員に関する法律	Gesetz über Betriebsärzte, Sicherheitsingenieure und Fachkraft für Arbeitssicherheit	ASiG	Act on Occupational Physicians, Safety Engineers and Other Occupational Safety Specialists	http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/asiig/gesamt.pdf 又は http://www.gesetze-im-internet.de/asiig/BJNR018850973.html 英語版： http://www.gesetze-im-internet.de/englisch_asiig/englisch_asiig.pdf
労働保護に関するECの一般的ガイドライン及びその他の労働保護に関するガイドラインの実施に関する法律	Gesetz zur Umsetzung der EG-Rahmenrichtlinie Arbeitsschutz und weiterer Arbeitsschutz-Richtlinien			http://feldmann-спедиition.linuxtec.de/pics/medien/1_1230578696/Arbeitsschutz.pdf
労働時の就業者の安全及び保健を改善するための労働保護措置の実施に関する法律(労働保護法)	Gesetz über die Durchführung von Maßnahmen des Arbeitsschutzes zur Verbesserung der Sicherheitsschutzes der Beschäftigten bei der Arbeit(Arbeitsschutzgesetz)	Arbeitsschutzgesetz	Act on the Implementation	ドイツ語版； http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/arbschg/gesamt.pdf 英語版； http://www.gesetze-im-internet.de/englisch_arbschg/gesamt.pdf

				internet.de/bundesrecht/chemg/gesamt.pdf
市場に生産物を供給することに関する法律 (略称: 製品安全法)	Gesetz über die Bereitstellung von Produkten auf dem Markt (Produktsicherheitsgesetz - ProdSG)	ProdSG	Law on the supply of products on the market	ドイツ語版 : http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/prodsg_2011/gesamt.pdf 英語版 : http://www.gesetze-im-internet.de/englisch_prodsg/index.html
有害物からの保護規則	Gefahrstoffe、Gefahrstoffverordnung	(Gefahrstoffverordnung - GefStoff)	Hazardous Substances Ordinance	ドイツ語版 ; http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/gefstovf_2010/gesamt.pdf 英語版 ; https://www.baua.de/EN/Topics/Work-design/Hazardous-substances/Working-with-hazardous-substances/pdf/Hazardous-Substances-Ordinance.pdf?__blob=publicationFile&v=2
建設現場衛生安全規則	Baustellenverordnung			http://www.gesetze-im-internet.de/baustellv/index.html
騒音及び振動から生ずるリスクから労働者を保護する規則				http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/lrm_vibrationsarbschv/gesamt.pdf
人工光線に対する労働安全衛生規則,	Künstliche optische Strahlung am Arbeitsplatz. Arbeitsschutzverordn			http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/ostrv/gesamt.pdf

ビデオディスプレイワークステーション規則	Bildschirmarbeitsverordnung			https://www.ukb.uni-bonn.de/42256BC8002B7FC1/vwLookupDownloads/Bildschirmarbeitsverordnung.pdf/\$FILE/Bildschirmarbeitsverordnung.pdf
作業場規則	Arbeitssättenverordnung			https://www.gesetze-im-internet.de/arbst_ttv_2004/
生物因子規則	Biologische Arbeitsstoffe, Verordnung über Sicherheit und Gesundheitsschutz bei Tätigkeiten mit Biologischen Arbeitsstoffen		Ordinance on Safety and Health Protection at Workplaces Involving Biological Agents	http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/biostoffv_2013/gesamt.pdf ドイツ語版 http://www.gesetze-im-internet.de/englisch_biostoffv/index.html 英語版
作業用機械器具の供給に当たっての安全衛生規則 (略称：産業安全規則)	Verordnung über Sicherheit und Gesundheitsschutz bei der Verwendung von Arbeitsmitteln (Betriebssicherheitsverordnung BetrSichV)		Regulation on health and safety at the Use of work equipment	http://www.gesetze-im-internet.de/betrSichV_2015/BetrSichV.pdf

VIII 参考資料

- ① 外務省 HP
- ② ドイツ労働社会問題省 HP
- ③ ドイツ法務・消費者保護省 HP
- ④ ドイツ法定災害保険 (Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung ; 略称 : DGUV の HP
- ⑤ 財団法人 (当時) 産業医学振興財団 「ドイツにおける産業医制度、産業医活動等に関する資料集 平成 10 年 6 月」
- ⑥ 財団法人 (当時) 産業医学振興財団 産業医学レビュー Vol.11 No.3 1998 唐沢 正義 「ドイツの産業医制度と産業医活動について」
- ⑦ 財団法人 (当時) 産業医学振興財団 産業医学ジャーナル 別刷り 唐沢 正義 「ドイツ及びイギリスにおける産業医活動の実情を垣間見て」 (平成 10 年)
- ⑧ 公益財団法人 産業医学振興財団 産業医学レビュー Vol.29 No.1 2016 「近年のドイツにおける労働安全衛生対策の展開並

びに 2008 年のドイツの労災保険組合の近代化に関する法律、ドイツ法定災害保険による 2012 年の「産業医及び労働安全衛生専門職に関する規則」の制定・施行等を踏まえたドイツの産業医制度の変更について」

- ⑨ データブック 2017 国際労働比較 Databook of International Labour Statistics 、独立行政法人 労働政策研究・研修機構
- ⑩ 欧州連合 労働安全衛生機構 (European Agency for Safety and Health at Work) HP
- ⑪ Basi (Bundesarbeitsgemeinschaft für Sicherheit und bei der Arbeit(Basi)e. V ; ドイツ連邦労働安全衛生機関協会) HP
- ⑫ DIN (Duetsches Institut für Normung e. V.); ドイツ規格協会) HP